

地方公共団体向け
総合評価実施
マニュアル

【改訂版】



目 次

なぜ、総合評価を導入しなければならないのですか？ 1

1 総合評価方式の導入の意義

- ・総合評価方式のメリットは何ですか。 5
- ・総合評価方式を導入すると過重な事務量が発生しませんか。 5

2 総合評価方式の導入の背景

- ・品確法とは何ですか。品確法ができた背景やそのねらいは何ですか。 6
- ・品確法のポイントは何ですか。 7
- ・品確法に基づき地方公共団体の公共工事の発注者は
何をしなければならないのですか。 8

3 総合評価方式とは

- ・総合評価方式とは何ですか。 9
- ・主に市区町村において活用することが期待される総合評価方式の
タイプとしてどのようなものがありますか。 10
- ・市区町村向け簡易型はどのように位置付けられますか。 11
- ・総合評価方式を行う場合には、価格競争を行う場合と比較して
どのような手続きが必要となりますか。 13
- ・市区町村において総合評価方式の活用が望まれる工事には
どのようなものがありますか。 15

4 市区町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式の活用方法

- ・これから市区町村向け簡易型の総合評価方式を導入したいと
思いますが、どのような準備が必要ですか。 19
- ・市区町村向け簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。 21

(1) 評価項目及び評価基準の設定	
・市区町村向け簡易型の評価項目・評価基準は どのようなものがありますか。……………	22
(2) 評価方法の決定	
・評価方法にはどのような方法がありますか。……………	25
(3) 公告等の実施	
・公告や入札説明書には何を書けば良いのですか。……………	27
(4) 総合評価による落札者の決定	
・落札者を決定するための評価はどのようにするのでしょうか。……………	28
・企業や技術者の施工実績等はどうやって調べるのでしょうか。……………	29
(5) 落札者の決定後の対応	
・落札者決定又は契約締結の後にすべきことは何がありますか。……………	30
・情報公開について、どのように対応すべきですか。……………	31
(6) 学識経験者に対する単独又は共同の意見聴取	
・学識経験者の意見聴取とは何ですか。……………	32
・学識経験者の範囲はどのようになっていますか。……………	32
・学識経験者を探すことが困難ですがどのように対処すべきですか。…	33
・意見聴取はどのような方法で行うことが望ましいですか。……………	33
・単独の意見聴取以外に共同で実施する方法はありますか。……………	34
・地方自治法施行令の改正により意見聴取手続がどのように 簡素化されたのですか。……………	34

5 低入札価格調査及び価格による失格基準の併用等によるダンピング対策

- ・総合評価方式ではどのようなダンピング対策が可能ですか。……………35
- ・総合評価方式では最低制限価格は適用できないのですか。……………36
- ・価格による失格基準をどのように設定すべきですか。……………36
- ・総合評価方式の適用工事における予定価格、調査基準価格、失格基準の
　　公表についてはどのように取り扱うべきですか。……………37
- ・入札ボンド制度の導入をどのように進めたらいいですか。……………38

6 簡易型総合評価方式の活用方法

- ・簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。…………… 39
- ・簡易型の評価項目・評価基準はどのようなものがありますか。……… 40
- ・簡易型の総合評価方式において技術審査を行う体制が整っていない場合には、どうしたらしいですか。…………… 41

資料編

「市区町村向け簡易型（特別簡易型）総合評価方式」の具体例

1. 評価項目及び評価基準の実例 ……………… 45
2. 学識経験者に対する意見聴取方法の実例 ……………… 61
3. 低入札価格調査及び価格による失格基準の併用の実例 ……………… 65
4. 入札公告及び入札説明書のひな形
 1. 入札公告のひな形 ……………… 69
 2. 入札説明書のひな形 ……………… 74



Contents

なぜ、総合評価を導入しなければ
ならないのですか？



公共工事については、公共投資が減少している中で、価格競争が激化し、著しい低価格による入札やくじ引きによる落札者の決定が急増しています。これにより、技術的能力が高くなき建設業者が施工し、公共工事の品質の低下を招くことが懸念されています。

このため、発注者が建設業者の技術的能力を適切に審査し、価格と品質が総合的に優れた調達を実現することが必要です。この基本的な理念を具体化するものが、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」に位置づけられた総合評価方式です。

総合評価方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。

- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

総合評価方式を導入するための事務が煩雑であるという意見もあるようですが、当マニュアルで紹介されている市区町村向け簡易型（特別簡易型）は、価格競争方式において競争参加資格を確認する際にも建設業者に求めている企業の施工実績や工事成績等に関する情報に基づき総合評価を行うものであり、発注関係事務を処理する体制が脆弱な市区町村においても十分活用が可能です。また、総合評価方式においても、低入札価格調査と具体的な価格による失格基準を併用し、当該基準に該当する入札をした業者と契約をしなければ最低制限価格制度と同様のダンピング排除の効果を得ることができます。

総合評価方式の実施の際に義務付けられている学識経験者からの意見聴取について、入札監視委員会等の活用、県単位又は複数の地方公共団体が共同で共通の委員による意見聴取を行う等の方法により、より簡易に実施することができます。また、地方自治法施行令の改正により、学識経験者からの意見聴取手続が大幅に簡素化されました。

いずれにしても、地方公共団体において総合評価方式をより積極的に導入することが、地域における社会資本整備と建設業界の健全な発展に貢献するものと考えられます。

なお、本マニュアルは、平成19年3月に初版が策定されました。地方公共団体における実施状況等を踏まえて、適宜見直すこととしており、昨今の公共工事をめぐる情勢を踏まえ、平成20年3月に初回の改訂版を発行することとしました。



1 総合評価方式の導入の意義

総合評価方式のメリットは何ですか。

総合評価方式には次のようなメリットがあり、これにより、高い技術的能力と地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者が成長できる環境が整備されます。

- ① 価格と品質が総合的に優れた調達により、優良な社会資本整備を行うことができます。
- ② 必要な技術的能力を有する建設業者のみが競争に参加することにより、ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除ができます。
- ③ 技術的能力を審査することにより、建設業者の技術力向上に対する意欲を高め、建設業者の育成に貢献します。
- ④ 価格と品質の二つの基準で業者を選定することから、談合防止に一定の効果が期待できます。
- ⑤ 総合評価方式の活用により、地域の建設業者の役割を適切に評価することも可能となり、一般競争入札の導入・拡大を進めやすくなることから透明性の確保が図れ、納税者の理解を促進します。

具体的には、例えば、発注者が最低制限価格を定めた場合に、価格のみの競争だと最低制限価格と同額でくじ引きになるような状況も想定されますが、総合評価方式を導入することでくじ引きを防ぎ、より良い業者を選定することができます。

総合評価方式を導入すると過重な事務量が発生しませんか。

技術的な工夫の余地の大きい橋梁新設工事等では技術提案を求める総合評価方式を行う必要がありますが、技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事では「市区町村向け簡易型総合評価方式」で行うことができます。この方式は、価格競争方式において競争参加資格を確認する際に業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報を活用して落札者を選定しますので、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式の場合と大きな違いはありません、手続きを進める上で過重な事務量が発生することはありません。

2 総合評価方式の導入の背景

品確法とは何ですか。

品確法ができた背景やそのねらいは何ですか。

- ・品確法とは、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」のことで平成17年4月から施行されている法律です。
- ・近年、公共投資の減少による価格競争の激化の中で、著しい低価格による入札が急増するとともに、適切な技術的能力を持たない業者による、不良工事の発生、下請や労働者へのしわ寄せによる公共工事の品質低下に関する懸念が起きています。こうした状況に対応するため品確法は作られました。
- ・各発注者は品確法に即して、技術的能力を有する者により公共工事を施工する環境を主観的に整備するとともに、価格と品質が総合的に優れた調達を行うことが求められており、これにより、下記のような効果が期待されます。

【品確法のねらい】

- ①バリュー・フォー・マネー（一定のコストに対し最も価値の高いものを調達）の実現
- ②ダンピングの防止、不良・不適格業者の排除
- ③談合が行われにくい環境整備



品確法のポイントは何ですか。

- ・品確法は、公共工事の品質を確保し、促進していくことを大きなねらいとしています。ポイントは以下の3つとなります。

【品確法のポイント】

①公共工事の品質確保に関して、その基本理念と発注者の責務の明確化。

- ・公共工事の品質は、価格と品質が総合的に優れた内容の契約がなされることによって確保されます。
- ・発注者の責務として発注関係の事務を適切に実施し、必要な職員の配置に努めます。

②価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達への転換。

- ・競争参加者の技術的能力を審査します。
- ・民間へ技術提案を求めるように努め、これを適切に審査・評価します。
- ・技術提案の改善を求め、又は改善を提案する機会を与えることができます。
- ・技術提案の審査後に予定価格を作成できます。

③発注者をサポートする仕組みの明確化。

- ・自ら発注関係事務を適切に実施することが困難である時は、外部の発注関係事務を行うことができる者の能力の活用に努めます。
- ・この場合発注者は、発注関係事務を適正に行う知識や経験を備えた者を選定します。
- ・国及び都道府県は、発注者を支援するため、協力その他必要な措置を講ずるよう努めます。



品確法に基づき地方公共団体の公共工事の発注者は何をしなければならないのですか。

- ・地方公共団体は、以下の責務を有するとされています。(品確法第5条)
 - ① 品確法の基本理念にのっとること。
 - ② 国との連携を図ること。
 - ③ 地域の実情を踏まえ、公共工事の品質の確保の促進に関する施策を策定、実施すること。

【具体的な内容】

①発注関係事務の適切な実施

公共工事の発注者は、仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札・契約方法の選択、契約の相手方の決定、工事の監督・検査、施工状況の確認・評価等を適切に実施しなくてはなりません。

②施工状況の評価に関する資料等の保存と有効活用

施工状況の評価に関する資料等を将来の発注や他の発注者による発注に有効に活用されるよう保存等の必要な措置を講じる必要があります。

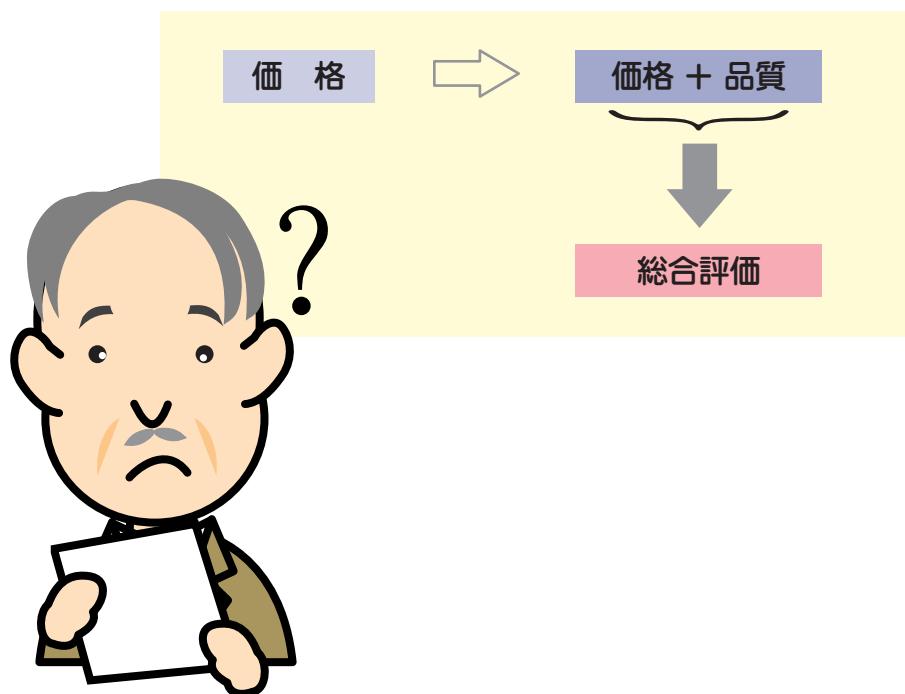
③発注関係事務を実施するための体制整備

発注関係事務を適切に実施するために必要な職員の配置に努め、また必要に応じて公益法人等の発注関係事務を適切に実施できる者の活用に努めなければなりません。

3 総合評価方式とは

総合評価方式とは何ですか。

- ・総合評価方式とは、価格だけで評価していた従来の落札方式と異なり、品質を高めるための新しい技術やノウハウなど、価格に加えて価格以外の要素を含めて総合的に評価する新しい落札方式のことです。価格と品質の両方を評価することにより、総合的に優れた調達を行うことが可能になります。



- ・入札価格が予定価格の制限の範囲内にあるもののうち、価格と品質を数値化した「評価値」が最も高いものを落札者とすることにより、予定価格の範囲内で最も品質の良い施工業者を選定します。総合評価方式においては、新しい施工方法や施工上の工夫などの技術提案や、同種工事の施工実績、工事成績等が評価の対象となります。
- ・総合評価方式における「品質」とは、工事目的物そのものはもとより、工事の効率性、安全性、環境への配慮等、工事の実施段階における様々な特性、つまり工事そのものの質も含まれます。

主に市区町村において活用することが期待される総合評価方式のタイプとしてどのようなものがありますか。

- ・市区町村が発注することの多い技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事に活用される総合評価方式のタイプとして「簡易型」のほか、「市区町村向け簡易型（特別簡易型）」があります。また、参考までに、その他の類型についても紹介します。

① 簡易型

技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事において、特定のテーマに沿って作成された簡易な施工計画（A4サイズで1～2枚程度）のほか、同種・類似工事の施工実績や工事成績などの評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

② 市区町村向け簡易型（特別簡易型）

技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事において、施工計画の評価を要件とせず、同種工事の施工実績や工事成績など、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式です。

市区町村によっては、技術系職員の不足等により公共事業発注のための体制が十分に整備されていないという実態にも配慮し、市区町村向け簡易型総合評価方式では、施工実績や工事成績など、適切な評価を経て定量化された評価項目を可能な限り設定し、入札参加者の施工能力をより簡易に評価することにより、発注者にとって過重な事務負担を軽減しつつ、価格以外の要素を適切に盛り込むことを目的としています。

	簡易型	市区町村向け簡易型 (特別簡易型)
対象工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的な工事	技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事
簡易な施工計画の評価	有	無
施工実績、工事成績等の評価	有	有

【参考】その他の総合評価方式の類型

③ 標準型

技術的な工夫の余地が大きく、施工上の工夫等一般的な技術提案を求めることが適切な工事に適用される方式です。

例えば、環境の維持や交通の確保、特別な安全対策等が評価項目として挙げられます。

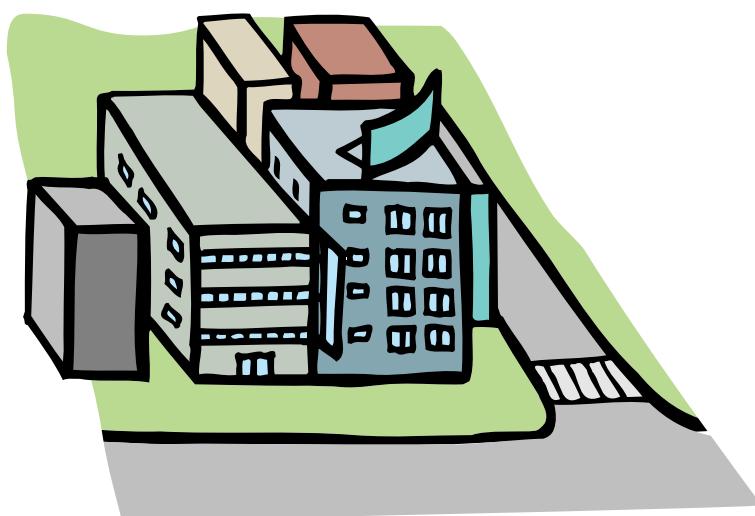
④ 高度技術提案型

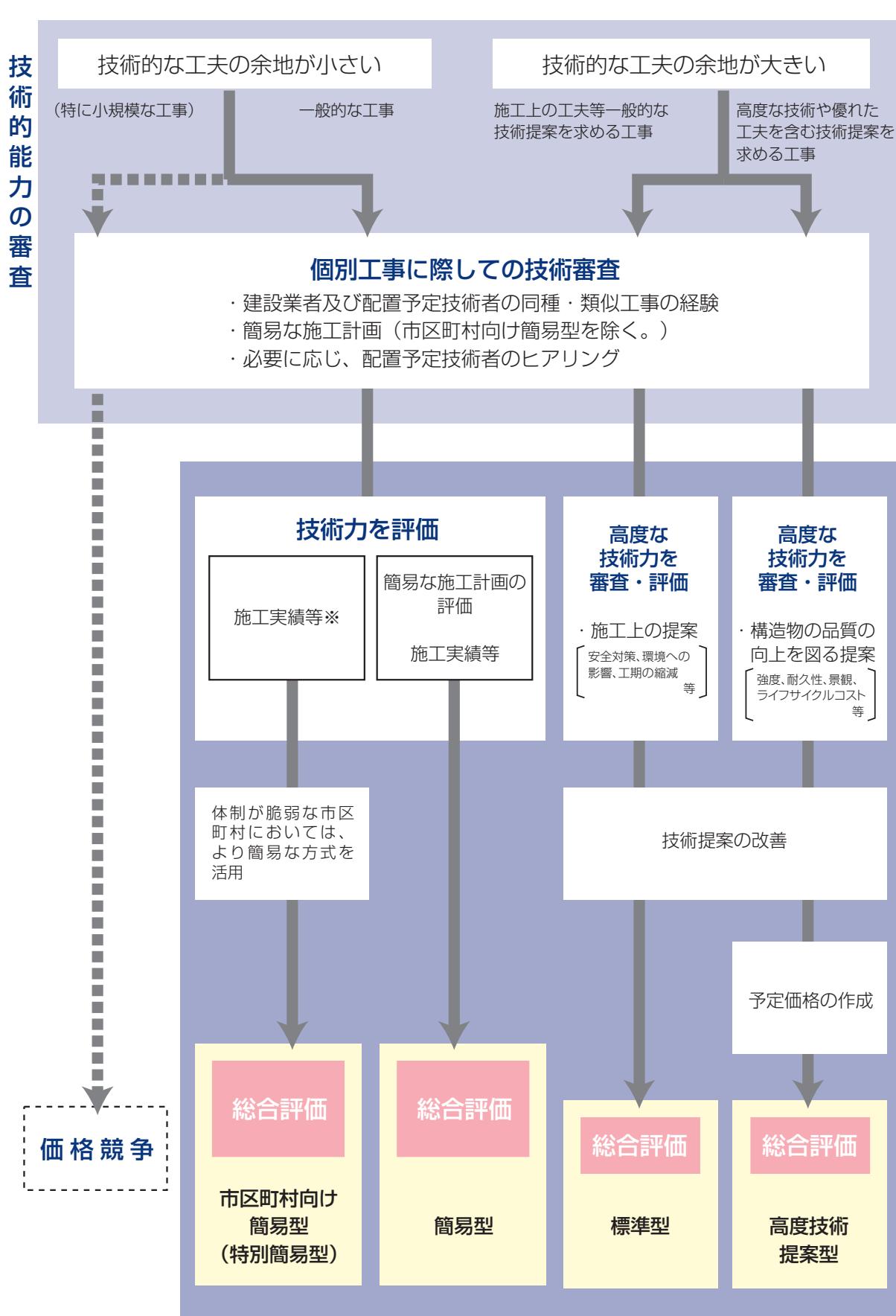
技術的な工夫の余地が大きい、高度な技術提案を要する工事に適用される方式です。

例えば、ライフサイクルコスト、工事目的物の強度、耐久性、供用性（維持管理の容易性）等、環境の維持、景観等が評価項目として挙げられます。

市区町村向け簡易型はどのように位置付けられますか。

- ・価格と品質が総合的に優れた調達を行うためには、できる限り技術提案を求め総合評価を行うことが望ましい姿です。しかしながら、発注体制が脆弱な市区町村における技術的な工夫の余地が小さい一般的で小規模な工事の入札においては、適かつ確実な施工の確保を図る観点から、企業の施工実績や工事成績などから当該工事を行う建設業者の技術的能力を評価することは可能です。そのため、過去に行った工事の施工実績や工事成績評点等が建設業者の技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなし、市区町村において発注体制が十分に整備されるまでの間、市区町村向け簡易型（特別簡易型）を活用し、価格と品質に優れた調達を図ることが期待されます。





※技術提案や施工計画を作成する能力を反映する指標であるとみなして入札参加業者の技術的能力を評価。

**総合評価方式を行う場合には、価格競争を行う場合と比較して
どのような手続きが必要となりますか。**

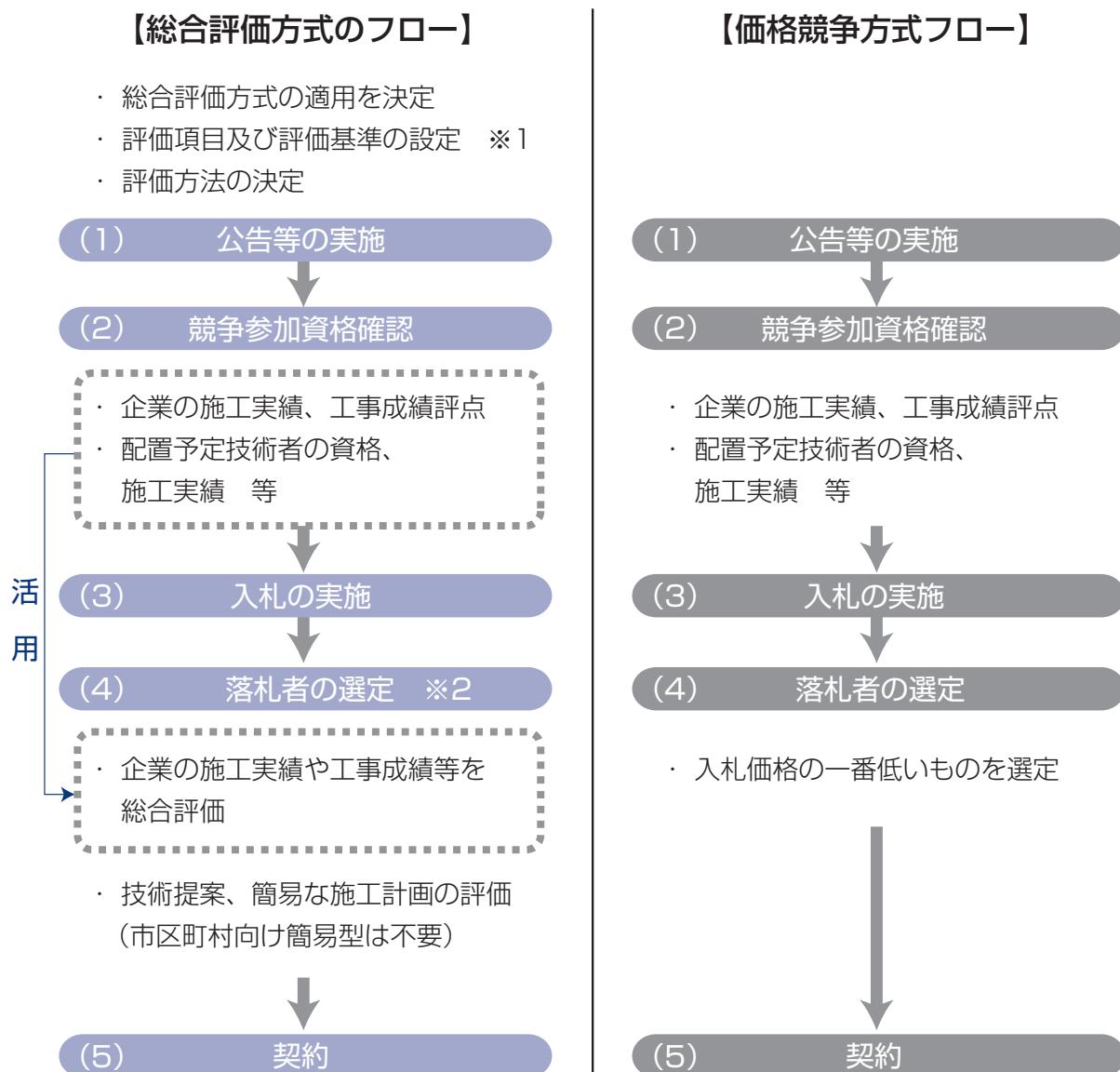
- ・市区町村向け簡易型総合評価方式においては、価格競争方式において競争参加資格を確認する際に業者に求めている企業の施工実績や工事成績等の情報と入札価格に基づいて総合評価を行いますので、基本的な入札関係事務の流れは価格競争方式と大きな違いはありません。
- ・企業の施工実績については、契約書の写しを求めます。他の発注者の発注工事については、「C O R I N S（コリンズ）」（P29を参照）にアクセスします。配置予定技術者の資格については、資格証のコピーを提出させ、その真偽について番号を当該資格の運営団体で確認することができます。
- ・総合評価方式における入札関係事務の違いは、以下の通りです。

① 公告等の実施の際に、評価項目及び評価基準を設定するとともに、評価方法を決定すること。

② 地方自治法施行令に基づき、落札者決定基準を定めようとするときに2人以上の学識経験者の意見を聞くことが必要であること（当該意見聴取において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見を聞く必要があるとの意見があった場合には再度の意見聴取が必要）。

- ・なお、簡易型、標準型及び高度技術提案型を実施する場合には、公共工事の品質確保に資する技術提案又は簡易な施工計画を求め、その内容について予め設定した評価基準に基づき審査します。





※ 1において学識経験者からの意見聴取が必要となります。

※ 2においては※ 1の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には必要となります。

**市区町村において総合評価方式の活用が望まれる工事には
どのようなものがありますか。**

- ・特に小規模な工事や緊急性の高い防災工事など、総合評価方式を活用する必要がない工事を除き、総合評価方式を可能な限り活用することが望まれます。
- ・技術的な工夫の余地が大きい工事において技術提案を求めて総合評価方式を実施するのもとより、高度な技術を要さない一般的な工事についても市区町村向け簡易型などの活用により総合評価方式を実施すべきです。
- ・市区町村が行う工事の例を次に示しますが、このような工事については総合評価方式を活用することができます。



【市区町村において総合評価の対象となる工事の例】

1) 道路舗装補修工事

比較的交通量が少なく工事中の安全対策も容易な道路において、わだち等の路面性状が悪化したため、道路舗装の補修を行う。

- ① 工事場所 市道□□線 △△市○○地内
- ② 工期 契約翌日から100日間
- ③ 工事概要 工事延長 L=180m W=8
舗装版内換え工 1,440m²
アスファルト舗装工・路盤工 1,440m²
区画線工 360m
- ④ 予定価格 8,700千円

2) 道路改良工事

地域住民の重要な生活道路の幅員が狭く通行に支障をきたしているため、道路改良工事を行う。

- ① 工事場所 市道○○線 □□市△△地内
- ② 工期 契約翌日から100日間
- ③ 工事概要 工事延長 L=110m
道路土工 2,640m³
排水工 L=110m
- ④ 予定価格 9,100千円



3) 橋梁補修工事

地方都市周辺部を通過する県道におけるコンクリート製橋桁を大型車(25t)対応のため橋梁を一般的に採用されている工法に基づき鋼板により補強するとともに、耐震性向上のため落橋防止装置を設置する。

- ① 工事場所 県道○号線
- ② 工期 契約翌日から4ヶ月間
- ③ 工事概要 橋梁延長 L=20m W=9m
PC中空床板橋
鋼板補強工 A=90m²
鋼板補強材制作 6.3 t
- ④ 予定価格 8,400千円

4) 水路・管路工事

市周辺部における市道の排水を改善するため、側溝を整備する。

- ① 工事場所 市道○号線（地方都市周辺部 L=200m）
- ② 工期 契約翌日から90日間
- ③ 工事概要 1号側溝工 150m
2号側溝工 50m
雨水枠設置工 10箇所
表層工(t=5) 580m²
路盤工 580m²
土工 30m³
- ④ 予定価格 5,400千円

5) 護岸工事

堤防の老朽化したコンクリートブロックを補修するため、河川（準用河川）の護岸工事を行う。

- ① 工事場所 ○○県××市□□地先△△川右岸（施工延長 L=30m）
- ② 工期 契約翌日から100日間
- ③ 工事概要 間知ブロック工 A=30m²
平張ブロック工 A=250m²
- ④ 予定価格 10,300千円

6) 築堤工事

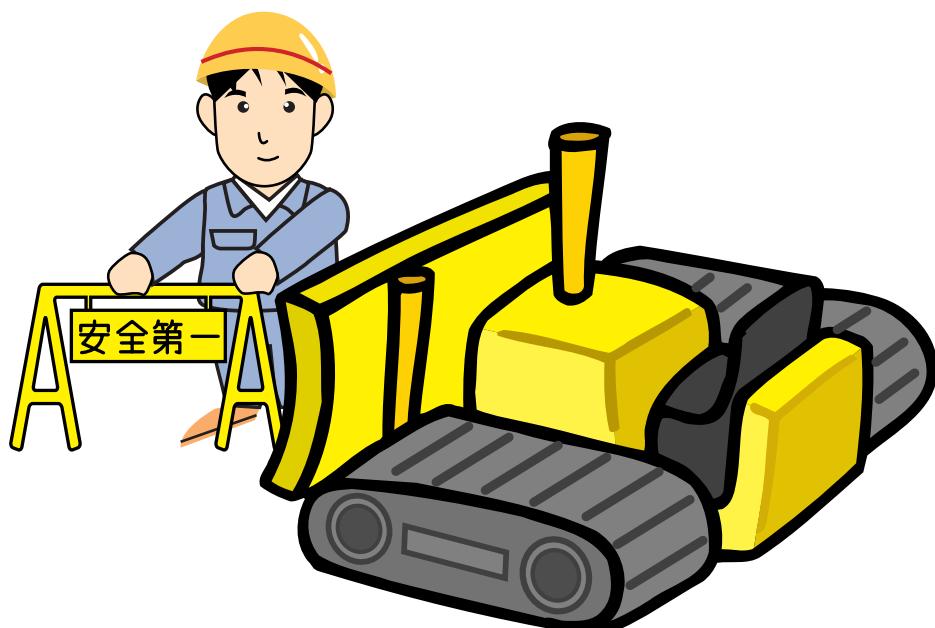
大雨時における洪水の懸念を軽減するため、河川（準用河川）の築堤工事を行う。

- ① 工事場所 ○○県□□地先 (L=100m)
- ② 工期 契約翌日から90日間
- ③ 工事概要 築堤工 L=120m
築堤盛土 V=6,000m³
植生工（張芝）A=180m²
植生工（筋芝）A=700m²
- ④ 予定価格 9,000千円

7) 下水管渠築造工事

市街化が進展している都市において宅地整備と一体的に下水管渠を築造する。

- ① 工事場所 △△市 ○○町地内
- ② 工期 契約翌日から170日間
- ③ 工事概要 工事延長 L = 1,600m
開削工 HC φ 150mm=30m
HC φ 200mm=1,600m
人孔 N=30基
- ④ 予定価格 64,000千円



4 市区町村向け簡易型(特別簡易型)総合評価方式の活用方法

これから市区町村向け簡易型の総合評価方式を導入したいと思いますが、どのような準備が必要ですか。

まず、建設業者の施工実績に関する情報を蓄積して下さい。建設業者の施工実績に関する情報があればそれを評価することにより総合評価を実施できます。次に、工事成績や配置予定技術者の施工実績等に関する情報についても必要性が高いので、順次、蓄積・整備していくことが望されます。

① 建設業者の施工実績

建設業者に関し、同種工事の施工実績が必要です。この施工実績に関する情報を数年分整理して蓄積するようにして下さい。さらに当該データを「C O R I N S (コリンズ)」(P29を参照)に登録するとデータの活用が容易になります。また、当該市区町村発注以外の工事については、C O R I N Sを活用します。



② 工事成績

また、工事成績評定を行うと建設業者の技術的能力をより適切に把握することができます。市区町村における工事成績評定の実施率は約69%（平成19年9月1日現在）ですが、工事成績は当該建設業者の適切かつ確実な施工の可否を判断する上で重要な企業情報と位置づけられることから、国土交通省の各地方整備局作成の小規模工事成績評定要領を参考にして、実施するように努めて下さい。小規模工事成績評定要領の詳細は、下記の国土交通省地方整備局にお問い合わせ下さい。

〒番号	住所	電話番号（代表）	内線	メールアドレス
(代表)				
北海道開発局 事業振興部工事管理課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目	TEL. 011-709-2311 (内) 5484	hinkaku@hkd.mlit.go.jp	
東北地方整備局 企画部技術管理課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	TEL. 022-225-2171 (内) 3313	hinkaku@thr.mlit.go.jp	
関東地方整備局 企画部技術調査課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	TEL. 048-601-3151 (内) 3257	hinkaku@ktr.mlit.go.jp	
北陸地方整備局 企画部技術管理課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	TEL. 025-280-8880 (内) 3314	hinkaku@hrr.mlit.go.jp	
中部地方整備局 企画部技術管理課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号	TEL. 052-953-8131 (内) 3159	hinkaku@cbr.mlit.go.jp	
近畿地方整備局 企画部技術管理課	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	TEL. 06-6942-1141 (内) 3313	hinkaku@kkr.mlit.go.jp	
中国地方整備局 企画部技術管理課	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL. 082-221-9231 (内) 3312	hinkaku@cgr.mlit.go.jp	
四国地方整備局 企画部技術管理課	〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号	TEL. 087-851-8061 (内) 3312	hinkaku@skr.mlit.go.jp	
九州地方整備局 企画部技術管理課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	TEL. 092-471-6331 (内) 3313	hinkaku@qsr.mlit.go.jp	

③ 配置予定技術者の施工実績等

さらに、配置予定技術者の同種工事の施工実績や保有資格も把握します。

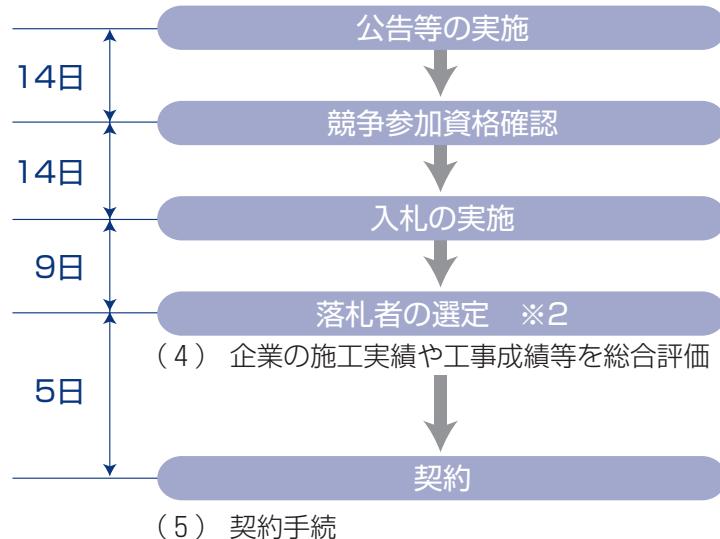


市区町村向け簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。

- 下記のような手順で進めます。

【市区町村向け簡易型総合評価方式のフロー】

- 総合評価方式の適用を決定
 - (1) 評価項目及び評価基準の設定 ※1
 - (2) 評価方式の決定
 - (3) 公告手続

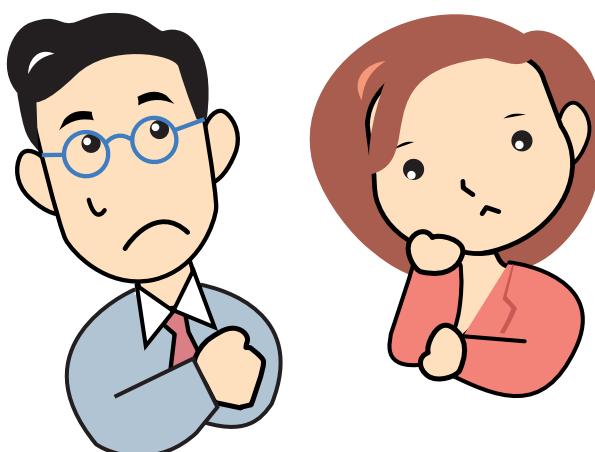


注1) 一般競争入札で実施した場合を示す。

注2) ※1において、2人以上の学識経験者からの意見聴取が必要となる。

注3) ※2においては※1の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には必要となる。

注4) 各手続きの所要日数（土日・祝日は除く。）は、概ねの目安を示したものであり、発注者の体制や入札案件により異なってくることに留意。



（1）評価項目及び評価基準の設定

市区町村向け簡易型の評価項目・評価基準はどのようなものがありますか。

- ・市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目は、次のとおりです。各地方公共団体の実情に応じて評価項目・評価基準を設定することになりますが、企業の同種工事の施工実績は必須となります。

（A）企業の施工能力

① 同種工事の施工実績

同種工事の実績がある業者は、同種の別工事についても適切に施工することができるという考え方に基づき設定される評価項目です。どれくらいの期間を考慮するかは、各地方公共団体の実情に応じて設定して下さい。ただし、期間の設定があまり短いと、業者のダンピングを誘発する可能性があることに留意する必要があります。

② 工事成績

これまで実施した工事の工事成績がより良い業者は、別工事についてもより良い工事を行うことができるという考え方に基づき設定される評価項目です。どれくらいの期間を考慮するかは、工事成績評定の実施、蓄積状況にもよりますので、各地方公共団体の実情に応じて設定して下さい。

（B）配置予定技術者の能力

① 同種工事の施工実績

② 保有資格

建設業者の中で工事を担当する予定の技術者の評価項目です。公共工事の品質確保を図るために、企業のみならず個々の技術者の能力も重要です。ただし、発注者側に十分な情報の蓄積がない場合には、業者から申告内容を証明する資料の提出を求めるとともに、業者の申告内容の正当性を確認できない場合には、参考程度に止めなければならないことに留意する必要があります。

(C) 企業の地域貢献

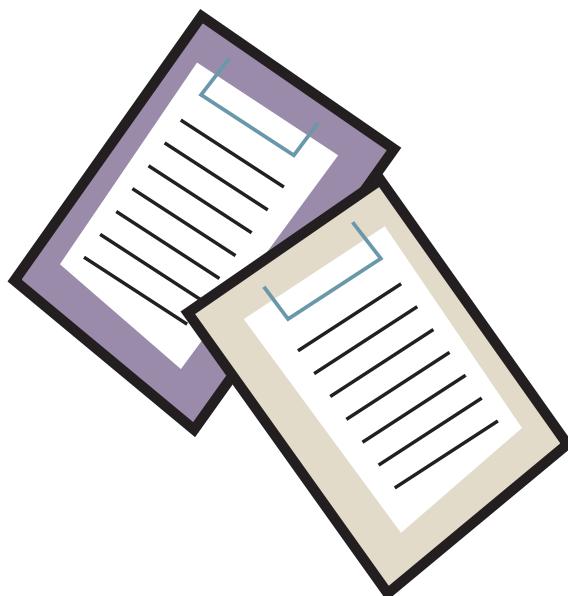
- ① 営業拠点の所在地
- ② 防災協定等に基づく活動

公共工事の品質を確保し、工事を円滑に実施するためには、当該地域の自然的・社会的条件について熟知していることも必要であり、また、災害時の対応やボランティア等の活動を通じて当該地域において信頼性・社会性を有する企業によって工事が担われることがより望ましいとの考え方から設定される評価項目です。ただし、こうした観点から設定される評価項目については、競争性・透明性の確保に留意する必要があります。

(D) その他の評価項目

公共工事の入札は、建設工事を適切な価格で適切に実施することを目的としていますが、地方公共団体によっては、安全、環境、福祉等幅広い政策目的を実現するための政策手段として用いている例もあります。どういった項目を採用するかは、企業の施工能力や地域貢献に関する評価項目の配点とのバランスに配慮しつつ、工事の品質確保に資するという観点から、各地方公共団体の実情に応じて、判断して下さい。

また、特定の1社が多くの工事を受注することによって工期が延びるといった懸念がある場合には、手持ち工事量を評価項目に入れることも考えられます。



〔市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目及び評価基準の設定例〕

※なお、具体的な実施例はP45～を参照。

評価項目	評価内容	評価基準	配 点	
企業の施工能力	同種工事の施工実績	過去5年間の同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績あり b. その他の公共発注機関の実績有り c. その他の施工実績	5 2 0
		工事成績	a. 75点以上	5
			b. 65点以上 75点未満	2
	配置予定技術者の能力		c. 65点未満	0
	同種工事の施工実績	a. 県又は市町村発注工事で実績有り b. その他の公共発注機関の実績有り c. その他の施工実績	3 1 0	
		a. 1級土木施工管理技士又は技術士 b. 2級土木施工管理技士	1 0	
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と同一市町村内における本店の所在地の有無	a. 同一市町村内に有り b. 同一市町村内になし	2.5 0
	防災協定等に基づく活動	過去5年間の防災協定等に基づく活動実績の有無	a. 活動実績有り b. 活動実績なし	2 0
その他	手持ち工事量	手持ち工事量比率 (A) =当該年度受注額 ÷過去3年間の平均受注額	A<0.25	1.5
			0.25≤A<0.75	1
			0.75≤A<1.25	0.5
			1.25≤A	0
合 計			20	

○評価値＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）

- ・価格評価点： $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ・技術評価点：最高20点（上記評価項目・基準より算出）

(2) 評価方法の決定

評価方法にはどのような方法がありますか。

- ・評価値の算出方法には、加算方式と除算方式があります。

・加算方式

入札価格を一定のルールにより点数化した「価格評価点」と、価格以外の要素を点数化した「技術評価点」を足し合わせることで、評価値を算出します。

なお、価格評価点と技術評価点の比率については9：1から1：1の範囲で決定されている例があります。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

●価格評価点の算出方法の一例

- ・ $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$
- ・ $100 \times \text{最低価格} / \text{入札価格}$



・除算方式

価格以外の要素を数値化した「技術評価点」（標準点+加算点）を入札価格で割って、評価値を算出する方法です。

なお、標準点を100点として、技術提案に応じた加算点を10点から100点の範囲内で決定されている例があります。

$$\text{評価値} = \frac{\text{技術評価点}}{\text{入札価格}} = \frac{\text{標準点} + \text{加算点}}{\text{入札価格}}$$

- ・総合評価方式は、価格評価点と技術評価点との一定のバランスの下に、価格と品質が総合的に優れた調達を実施するための入札方式であることから、価格評価点と技術評価点のバランスに留意することが必要です。また、技術力を適切に評価するという総合評価方式の目的を没却するダンピング受注を排除するため、併せて低入札価格調査制度を活用して、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合の具体的な判断基準（いわゆる失格基準。設定方法については36ページ参照。）の設定を行い、当該基準を満たさない入札を自動的に失格とするなど、その適切な運用を図ることが必要です。



(3) 公告等の実施

公告や入札説明書には何を書けば良いのですか。

- ・工事の内容や仕様、場所、入札方法、さらに提出を求める技術資料（技術提案を含む）の内容などです。

入札説明書に必要な要素としては、基本的なものとして次のようなものがあげられます。

1 公告日	12 入札および開札の日時・場所等	25 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無
2 契約担当官名	13 入札方法等	26 苦情申し立て
3 工事概要	14 入札保証金及び契約保証金	27 関連情報を入手するための照会窓口
4 競争参加資格（総合評価適用の旨）	15 工事費内訳書の提出	28 提案値の変更に関する事項
5 総合評価に関する事項	16 開札	などが挙げられます。
6 設計業務の受託者名簿	17 入札の無効条件	※具体例はP74～を参照。
7 担当部局名	18 落札者の決定方法	
8 競争参加資格の確認方法等	19 配置予定監理技術者の確認	
9 予定価格算定期における施工計画の活用方法	20 別に配置を求める技術者	
10 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明	21 手続きにおける交渉の有無	
11 入札説明書に関する質問	22 契約書作成の要否等	
	23 支払い条件	
	24 火災保険付保の要否	

- ・工事の規模や難易度によってこれらの要素から必要な項目を記載しておく必要がありますし、場合によって、この他に技術資料の提出様式等を記載しておく必要があります。

【契約図書の作り方】

- ・契約図書とは、契約書、設計図書（図面、仕様書 [特記仕様書・共通仕様書]、現場説明に対する質問回答書）のことと言います。特に図面、特記仕様書等については工事内容によって大きく異なるので適切に作成することが必要です。また、工事現場では様々な制約条件（施工条件）があるのでこれらの条件を契約上明らかにしておくことが大切です。このために、個々の工事施工条件について必要な事項を特記仕様書、現場説明書、図面などで明示する必要があります。

(4) 総合評価による落札者の決定

落札者を決定するための評価はどのようにするのでしょうか。

- ・加算方式又は除算方式により評価値を求め、総合評価による判定をします。なお、評価方法により、次のように評価値が変わり、落札者も変わりますので注意して下さい。

加算方式

■ 評価値=技術評価点+価格評価点

- ・技術評価点の満点=30
- ・価格評価点= $100 \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格})$

予定価格	100,000千円
------	-----------

[入札結果]

	A社	B社	C社
技術評価点	20.0	7.0	10.0
入札価格	90,000	80,000	85,000
価格評価点	10.0	20.0	15.0
評価値	30.0	27.0	25.0
順位	1	2	3
落札者	○		

除算方式

■ 評価値=技術評価点／入札価格=(標準点+加算点)／入札価格

- ・標準点=100
- ・加算点の満点=30

予定価格	100,000千円
------	-----------

[入札結果]

	A社	B社	C社
加算点	20.0	7.0	10.0
技術評価点	120.0	107.0	110.0
入札価格	90,000	80,000	85,000
評価値	0.00133	0.00134	0.00129
順位	2	1	3
落札者		○	

企業や技術者の施工実績等はどうやって調べるのでしょうか。

- ・財団法人日本建設情報総合センター（J A C I C）及び財団法人建設業技術者センター（C E 財団）が運営している発注者支援データベース・システムがありますので、活用して下さい。
- ・具体的には、J A C I Cが運営している、「C O R I N S（コリンズ）」を活用すると、過去11年間（今後、過去15年間まで拡大予定）の国、都道府県・政令市、市区町村及び公益民間企業が発注した500万円以上の工事について、建設会社の同種工事の実績、技術者の過去の工事経歴等を確認することができます。また、「J C I S」の検索システムを活用すれば、C E 財団が提供している企業情報（建設業許可、経営事項審査、監理・主任技術者情報、技術者の専任性等）も確認することができます。
- ・「C O R I N S」及び「J C I S」の詳細については、以下のホームページを参照して下さい。

【C O R I N S及びJ C I Sに関するHP】

<http://www.ct.jacic.or.jp/corins/index.html>

【C E 財団に関するHP】

<http://www.cezaidan.or.jp>

- ・残念ながら市区町村における「C O R I N S」の活用実績は、約36%（平成19年9月1日現在）と低くなっていますが、総合評価方式の実施に当たってその活用が不可欠です。さらに、施工実績の他に、現在、工事成績データベースの利用ができるように準備が進められています。これらの情報を活用することで、工事成績等の審査も可能になります。



(5) 落札者の決定後の対応

落札者決定又は契約締結の後にすべきことは何がありますか。

- ・総合評価方式を適用して落札者を決定した後に発注者がしなくてはならないことには、次の3つのことことが挙げられます。

① 評価結果の公表

入札調書を公表します。内容は1：業者名、2：各業者の入札価格、3：各業者の技術評価点、4：各業者の評価値で、これに予定価格、調査基準価格、件名、入札日時、所轄部署等のデータを記載して公正な入札であったことを明確にする必要があります。なお、評価結果の公表に当たっては、誰でもが容易に閲覧できるようにするため、インターネットの活用が望されます。

② 入札及び契約の過程に関する苦情処理

非落札者等から苦情が出された場合にはこれを受け付け、適切な説明を行うことが必要です。このためにも入札説明書等で評価項目、評価基準を明示しておくことが必要になるのです。説明によってもさらに不服を訴えられた場合は学識経験者等からなる「入札監視委員会」など第三者機関を活用して中立・公正な処理ができる仕組みを作ておくことも大切です。

③ 工事の監督・検査

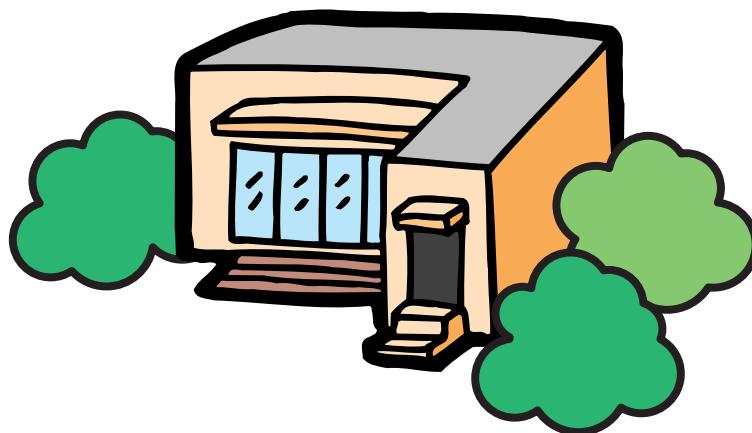
工事の監督・検査は完成時ばかりではなく、工程での進行状況や周辺住民からのクレーム発生の有無など、適宜監視してチェックすることも含まれます。技術提案内容の履行に対する検証方法も、受注者と疑義が生じないよう契約時に事前に提示しておくとよいでしょう。

【ペナルティの設定は？】

- ・契約通りに工事が履行されたかどうか検証した結果、瑕疵などがあった場合には受注者にペナルティを課すことになりますが、このペナルティも契約時に内容と水準を示しておく必要があります。
- ・ペナルティとしては工事成績の減点（次回以降の入札に影響する。）が一般的で、その他には、再施工、瑕疵の修補、契約不履行の違約金請求などが考えられます。

情報公開について、どのように対応すべきですか。

- ・総合評価の実施に当たっては、透明性、客觀性が強く求められるため、入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令においては、総合評価方式を行った理由、落札者決定基準、落札者決定理由を、契約を締結した後、遅滞なく、公表することが義務付けられています。
- ・落札できなかった業者から、今後自らの改善すべき点等について情報提供を求められることも想定されますが、その理由を適切に説明するとともに、その者が落札者であることが適切であるとの申出をした場合においては、その申出の内容を検討し、回答することが建設業者の育成に資するものと考えられます。
- ・なお、競争参加者から提出された技術提案や施工計画は、技術者の知的財産であることに鑑み、提案内容が他者に知られることのないようにする等、その取り扱いに留意する必要があります。



(6) 学識経験者に対する単独又は共同の意見聴取

学識経験者の意見聴取とは何ですか。

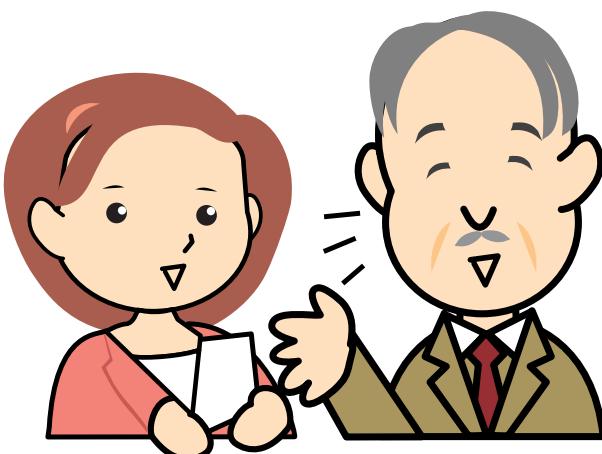
- 落札者決定基準を定めようとするときは、あらかじめ二人以上の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされています。当該意見聴取時において、落札者を決定するときに改めて学識経験者の意見聴取が必要との意見があったときは再度の意見聴取が必要です（地方自治法施行令第167条の10の2、地方自治法施行規則第12条の4）。

学識経験者の範囲はどのようにになっていますか。

- 当該市区町村において価格と品質が総合的に最も優れた調達を実現する観点から中立的な立場に立って判断することができる者を幅広く指します。

[学識経験者の一例]

- 大学・工業高等専門学校の教職員
- 国土交通省の職員（事務所の副所長等）
- 都道府県、他の市区町村の土木部局の職員
- 「公共工事の発注者責任協議会」により認定された支援技術者（1種）
の資格取得者
- 試験研究機関の研究員

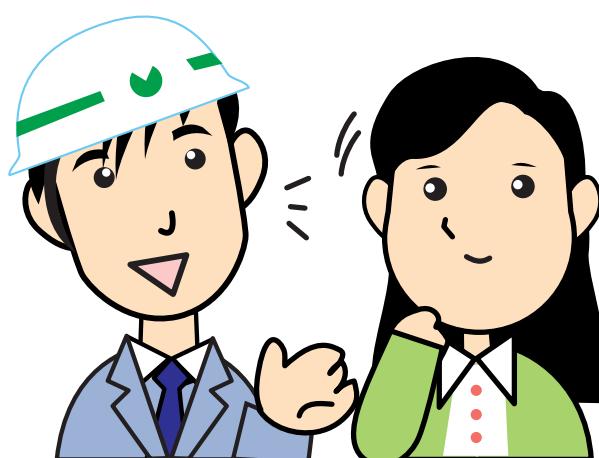


学識経験者を探すことが困難ですがどのように対処すべきですか。

- ・国土交通省地方整備局においては、総合評価方式を実施しようとする市区町村に対して職員（事務所の副所長等）を学識経験者として派遣しています。また、多くの都道府県や建設技術センターにおいても、同様の支援を行っています。
- ・このため、学識経験者の確保について課題がある場合には、41ページの国土交通省の相談窓口までご相談ください。

意見聴取はどのような方法で行うことが望ましいですか。

- ・意見聴取の方法としては、複数の学識経験者から個別に聴く方法、一堂に会して会議形式で行う方法のいずれによるものも可能です。また、学識経験者から個別に聴く場合、予め定められた様式をEメールでやりとりする等できるだけ簡略化された手法を用いることもできます。
- ・なお、学識経験者の意見聴取が総合評価方式実施の隘路になっている地方公共団体に対しては、国土交通省地方整備局が助言するので、必要に応じて活用することができます。（41ページ参照）。



単独の意見聴取以外に共同で実施する方法がありますか。

- ・総合評価方式の導入・拡充を円滑に進めていくためには、入札監視委員会等の第三者機関を単独設置・活用することが望ましいですが、小規模団体においては、体制が不十分であったり、発注件数・金額が少ない等の理由により、単独の意見聴取が困難な場合があります。このような団体においては、県単位又は複数の地方公共団体が共同で共通の委員による意見聴取を行うことによって、より簡易に総合評価方式の導入・拡充が可能となります。
- ・具体的には、都道府県の総合評価審査会、入札監視委員会等の第三者機関を活用する方法、近隣の市区町村等と共同で第三者委員会を設置・開催する方法、学識経験者を共同で委嘱してEメール等の簡便な方法により個別聴取する方法等があります。特に、都道府県の第三者機関の活用については、都道府県の案件と同時処理することにより、市区町村に費用負担を求めないこととしている都道府県が殆どですので、積極的な活用を検討してください。

地方自治法施行令の改正により意見聴取手続がどのように簡素化されたのですか。

- ・総合評価一般競争入札を行う場合の学識経験者からの意見聴取手続について、改正前の地方自治法施行令では、①当該入札を行おうとするとき、②落札者決定基準を定めようとするとき、③落札者を決定しようとするときに意見を聴かなければならないとされていました。
- ・改正後の地方自治法施行令では、②の落札者決定基準を定めるときに意見を聴かなければならぬこととし、①及び③の手續が簡素化されました。ただし、②の意見聴取の際に、③の意見聴取が必要かどうかについて学識経験者の意見を聞くことが必要です。この結果、③の意見聴取が必要との意見が述べられたときは、③の意見聴取を実施することが必要です。

5 低入札価格調査及び価格による失格基準の併用等によるダンピング対策

総合評価方式ではどのようなダンピング対策が可能ですか。

- ・ 地方自治法施行令上、総合評価方式の適用対象工事については、低入札価格調査がダンピング対策として認められています。具体的には、落札者となるべき者の入札価格によっては契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときには、総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができます。
- ・ 低入札価格調査の実施方法としては、工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル等に則り、低入札価格調査基準価格を設定することが必要です。入札の結果、落札者となるべき者の入札価格が当該価格を下回る場合には、例えば以下の事項について調査を行うことにより、契約の内容に適合した履行を確認し、履行がされないおそれがあると認めるときには次順位の者を落札者とすることが必要です。
 - ① 当該価格で入札した理由
 - ② 入札金額の積算内訳
 - ③ 手持工事の状況
 - ④ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等の関連
 - ⑤ 手持資材の状況
 - ⑥ 資材購入先及び購入先と入札者の関係
 - ⑦ 手持機械数の状況
 - ⑧ 労務者の具体的供給見通し
 - ⑨ 過去に施行した公共工事名及び発注者
 - ⑩ 建設副産物の拠出地
- ・ 一定の価格を下回る入札については、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、低入札価格調査を実施せずに総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができますが、価格による失格基準を低入札価格調査と併用することにより、更に高いダンピング防止効果を得ることができます。価格による失格基準の設定方法は、工事の経費項目別の一定割合に相当する価格とするほか、経費項目別の一定割合に相当する価格の合計、過去の類似工事の成績等から経験的に得られる価格等（後者2つを併

せて「総価失格基準」とします。) の例があります。

- ・また、入札ボンドを導入することにより、契約履行能力が著しく劣る建設業者、施工の実態のないペーパーカンパニー等を入札から排除するとともに、与信枠の設定等による過大な入札参加が抑制されます。この結果、低入札価格調査制度の的確な運用等と相俟って、入札ボンドの導入により、ダンピング受注に対する一定の抑止効果を期待することができます。

総合評価方式では最低制限価格を適用できないのですか。

- ・地方自治法施行令においては、価格競争の場合は低入札価格調査と最低制限価格のいずれも採用が可能ですが、総合評価方式の適用対象工事については、当該方式の性質上、低入札価格調査のみが認められています。このため、総合評価方式の適用対象工事については、当該方式の性質上、低入札価格調査と価格による失格基準を併用することにより、最低制限価格と同様のダンピング排除の効果を得ることが可能であり、その活用を図っていくことが重要です。

価格による失格基準をどのように設定すべきですか。

- ・低入札価格調査においては、一定の価格を下回る入札について、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、低入札価格調査を実施せずに総合評価の評価値が次順位の者を落札者とすることができる価格による失格基準を設定することができます。
- ・価格による失格基準の具体的な設定方法は、例えば以下のような方法がありますが、各地方公共団体の状況に応じて適切に設定することが必要です。

(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格)

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格の積算内訳である経費項目別金額を予定価格の積算の前提とした費目別金額で除した割合が以下の割合を下回る場合は失格

(設定例)

- ・直接工事費の85%
- ・共通仮設費の70%
- ・現場管理費の50% 又は
- ・一般管理費の20%

(工事の経費項目別の一定割合に相当する価格の合計)

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、入札価格が予定価格の積算の前提とした費目別金額から以下の式により算出した失格基準を下回る場合は失格

(設定例)

$$\text{失格基準} = \text{直接工事費の75\%} + \text{共通仮設費の70\%} + \text{現場管理費の60\%} \\ + \text{一般管理費の30\%}$$

(過去の類似工事の成績等から経験的に得られる一定割合に相当する価格)

入札価格が調査基準価格を下回り、かつ、契約の内容に適合した履行が確保できないものとして過去の類似工事の成績等から経験的に得られる失格基準を下回る場合は失格

総合評価方式の適用工事における予定価格、調査基準価格、失格基準の公表についてどのように取り扱うべきですか。

- ・総合評価方式の適用工事における予定価格、低入札価格調査の調査基準価格、同調査における価格による失格基準の取扱いについては、法令上は価格競争と異なるものではなく、事前公表を行うことも可能ですが、事前公表には次のような弊害があることから、事後公表とすることが求められています。
 - ① 予定価格の事前公表については、その価格が目安となって適正な競争が行われにくくなること
 - ② 調査基準価格や失格基準の事前公表については、これらの価格と同額での入札による抽選落札を増加させ、適切な積算を行わずに入札を行った業者が落札する事態が生ずること
 - ③ 建設業者の見積努力を損なわせること
 - ④ 談合が一層容易に行われる可能性があること

- なお、予定価格及びその積算内訳、低入札価格調査の基準価格、低入札価格調査の要領及び結果の概要等については、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」において、契約を締結した後、遅滞なく、公表することを原則として、適切に対応することとされています。また、低入札価格調査により次順位者を落札者とした場合は、その理由を公表すること等が公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令において義務付けられています。

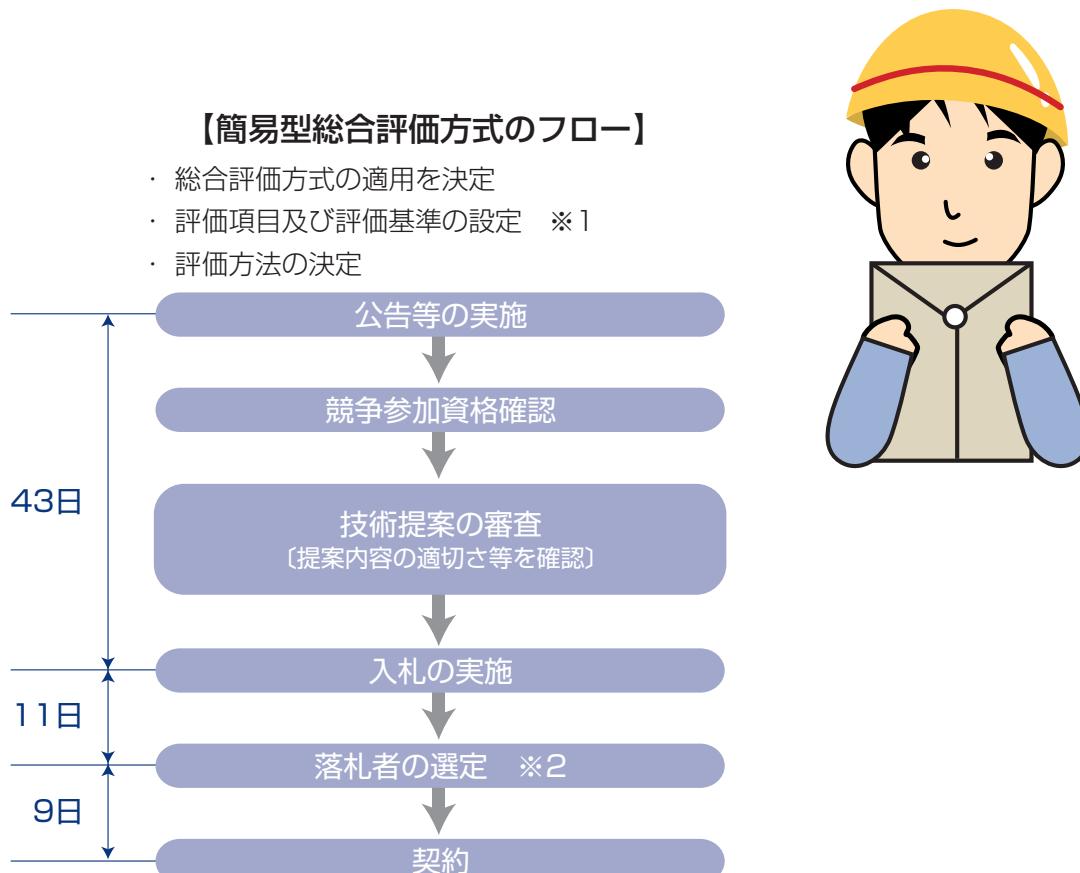
入札ボンド制度の導入をどのように進めたらいいですか。

- 入札ボンド制度は、公共工事の発注に当たり、入札参加者に対して、金融機関等による審査・与信を経て発行される契約保証の予約的機能を有する証書の提出を求める制度です。実際の導入に当たっては、地方自治法に基づく入札保証制度を活用して、地方公共団体の規則で定める一定の率（例えば100分の5）の入札保証金又はその代替措置である「金融機関の入札保証」、「損害保険会社の入札保証保険」、「金融機関・保証事業会社の契約保証の予約」の提出を求めます。
- 「金融機関の入札保証」は、建設業者が落札したにも関わらず契約を締結しない場合に生じる発注者の損害を補てんするための金融機関の保証を、「損害保険会社の入札保証保険」は、同様の目的で損害保険会社が保険商品として行う保証保険を指すものです。また、「金融機関・保証事業会社の契約保証の予約」は、建設業者が落札した際には契約保証を付すことについて金融機関又は保証事業会社が予め約束するものです。
- このような制度設計により、地方公共団体も利用しやすく、発注担当者の負担感も低く、入札ボンドの導入を図ることが可能であり、契約履行能力が著しく劣る建設業者、施工の実態のないペーパーカンパニー等の排除、与信枠の設定等による過大な入札参加の抑制、ダンピング受注に対する一定の抑止効果を期待することができます。

6 簡易型総合評価方式の活用方法

簡易型総合評価方式はどのような手順で進めますか。

下記のような手順で進めます。なお、次頁以降においては、市区町村向け簡易型では必要なない簡易型固有の事項について説明します。



注1) 一般競争入札で実施した場合を示す。

注2) ※1において、2人以上の学識経験者からの意見聴取が必要となる。

注3) ※2においては※1の意見聴取時に再度の意見聴取が必要とされた場合には必要となる。

注4) 各手続きの所要日数（土日・祝日は除く。）は、概ねの目安を示したものであり、発注者の体制や入札案件により異なってくることに留意。

簡易型の評価項目・評価基準はどのようなものがありますか。

- ・簡易型においては、市区町村向け簡易型（特別簡易型）の評価項目に加え、簡易な施工計画（A4サイズで1～2枚程度）の評価を行います。

【簡易な施工計画の評価の観点の例】

- ・工事現場に隣接する施設の利用者への安全対策
- ・点在する施工場所における工程調整
- ・工事中の騒音や振動の低減
- ・高架橋や建築物の工事における周辺の景観への配慮
- ・交通量の多い幹線道路における工事の実施に係る通行規制の最小化
- ・自然保護区域における希少動植物に対する配慮等



【簡易な施工計画の評価項目及び評価基準の設定例】

評価項目	評価基準の例
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、安全対策等の工夫が見られる。 工事の手順が適切である。
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる。 各工程の工期が適切である。
コンクリート、鋼材溶接部等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確保方法、管理方法が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。 適切である。
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	課題への対応が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる。 的確である。
施工上配慮すべき事情の適切性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け 等	配慮事項が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる。 適切である。

簡易型の総合評価方式において技術審査を行う体制が整っていない場合には、どうしたらいいですか。

- ・国土交通省の各地方整備局では、次のような「発注者支援機関認定制度」、「発注者支援業務技術者認定制度」等、発注者支援の取組みを行っています。まずは、下記の国土交通省の相談窓口までご相談下さい。

〒番号	住所	電話番号（代表）	内線	メールアドレス
(代表)				
北海道開発局	事業振興部工事管理課	〒060-8511 北海道札幌市北区北8条西2丁目	TEL. 011-709-2311 (内) 5484	hinkaku@hkd.mlit.go.jp
東北地方整備局	企画部技術管理課	〒980-8602 宮城県仙台市青葉区二日町9-15	TEL. 022-225-2171 (内) 3313	hinkaku@thr.mlit.go.jp
関東地方整備局	企画部技術調査課	〒330-9724 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1	TEL. 048-601-3151 (内) 3257	hinkaku@ktr.mlit.go.jp
北陸地方整備局	企画部技術管理課	〒950-8801 新潟県新潟市中央区美咲町1-1-1	TEL. 025-280-8880 (内) 3314	hinkaku@hrr.mlit.go.jp
中部地方整備局	企画部技術管理課	〒460-8514 愛知県名古屋市中区三の丸2丁目5番地1号	TEL. 052-953-8131 (内) 3159	hinkaku@cbr.mlit.go.jp
近畿地方整備局	企画部技術管理課	〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	TEL. 06-6942-1141 (内) 3313	hinkaku@kkr.mlit.go.jp
中国地方整備局	企画部技術管理課	〒730-8530 広島県広島市中区上八丁堀6-30	TEL. 082-221-9231 (内) 3312	hinkaku@cgr.mlit.go.jp
四国地方整備局	企画部技術管理課	〒760-8554 香川県高松市サンポート3番33号	TEL. 087-851-8061 (内) 3312	hinkaku@skr.mlit.go.jp
九州地方整備局	企画部技術管理課	〒812-0013 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目10番7号	TEL. 092-471-6331 (内) 3313	hinkaku@qsr.mlit.go.jp

【発注者支援機関認定制度・発注者支援業務技術者認定制度】

- ・地方整備局及び管内の地方公共団体で構成する協議会等が、設計・積算補助、技術審査補助、監督補助、検査補助等の発注者支援業務を実施できる機関・技術者を認定する制度です。
- ・認定を受けた機関・技術者は、当該地整管内において、『発注者支援業務を適切に実施できる者』として位置づけられ、市区町村等の発注者は、当該機関・技術者を活用できます。

【公共工事品質確保技術者制度】

- ・関東地方整備局が発注する工事において、総合評価方式に関する技術提案の審議を行うことができる者を「公共工事品質確保技術者」として関東地方整備局長が委嘱し、活用する制度です。
- ・公共工事品質確保技術者として委嘱を受けた者のうち、特に選任されたものは、学識経験者として、本局の総合評価審査小委員会及び各事務所に設置された総合評価審査分科

会において、技術提案等の審査・評価を行います。

- ・本制度は関東地方整備局による活用はもとより、将来的に関東地方整備局管内の地方公共団体による公共工事品質確保技術者等の活用を含め、有意義な制度となることを目指しています。
- ・なお、市区町村向け簡易型総合評価方式の様式については、国土交通省HPに掲載しており、ダウンロードすることができますので、利用して下さい。
- ・また、簡易型等の総合評価については、「総合評価方式使いこなしマニュアル」(<http://www.mlit.go.jp/tec/nyuuusatu/portal.html>) を参照して下さい。

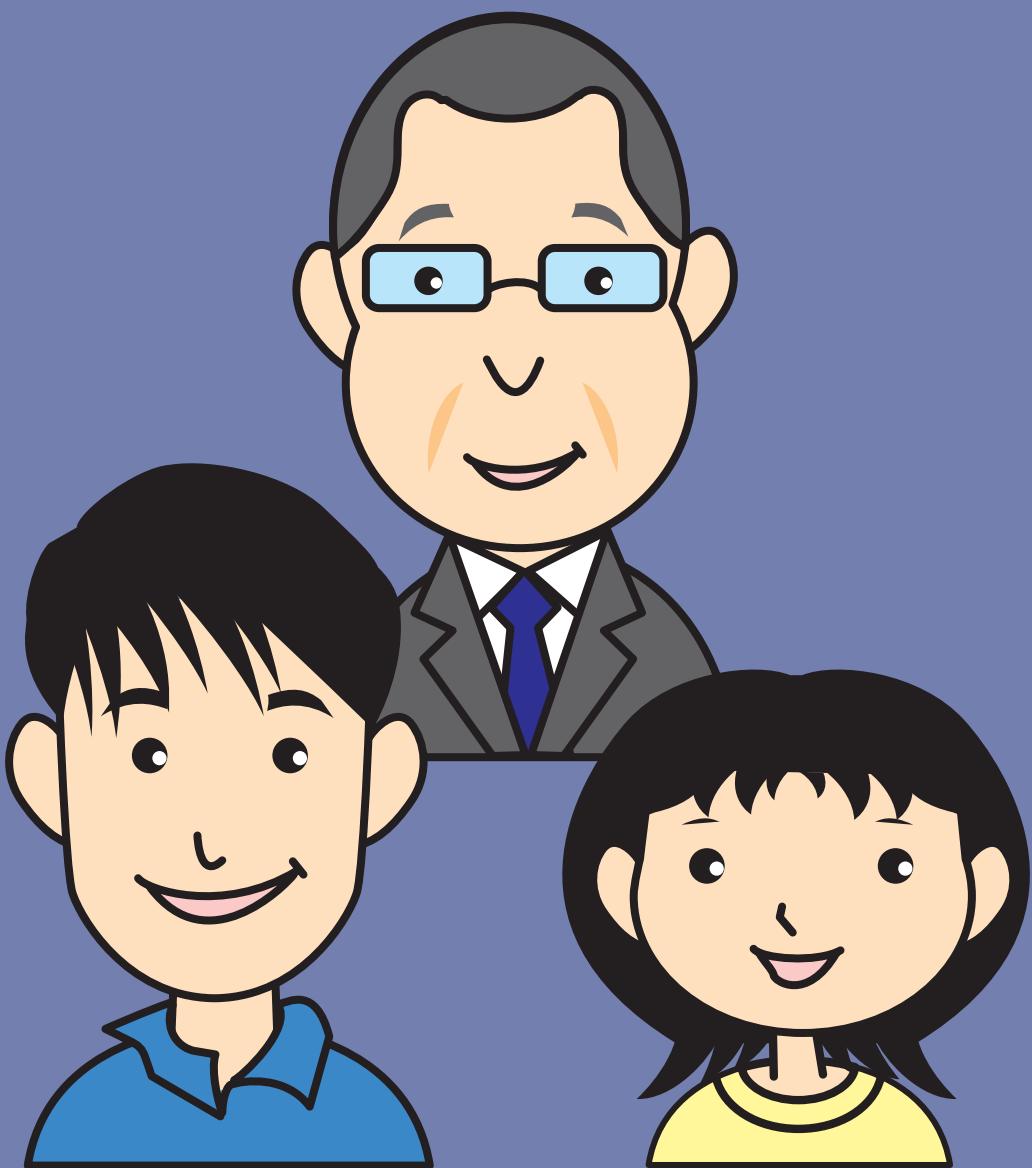
【総合評価方式等導入モデル事業】

- ・国土交通省においては、平成19年度より、総合評価方式を導入しようとする市区町村に対し、発注者支援のための技術者の派遣に係る費用、市区町村の総合評価方式の導入検討に係る事務経費、総合評価の導入決定等を行う第三者機関の設置・運営に必要な費用等を支援しています。
- ・また、総合評価方式の導入を支援する都道府県に対しても、都道府県等による総合評価方式の普及啓発活動（研修会、講習会等）の実施費用、都道府県又は市区町村による第三者委員会の共同開催等の運営費用の支援を行っています。
- ・詳しくは、国土交通省総合政策局建設業課入札制度企画指導室までお問い合わせください。





「市区町村向け簡易型（特別簡易型） 総合評価方式」の具体例



1 評価項目及び評価基準の実例

地方公共団体の具体的な実施例を以下列挙します。

(事例1：A県イ市)

a) 概要

標準的な評価項目・評価基準（ISO認証取得、建災防加入等も評価）に基づき、加算方式の価格点90点+価格以外の評価点10点で評価値を算出している事案。入札価格調査は中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに基づく調査基準価格を設定し、経費項目別の失格基準と総価の失格基準を併用。

b) 対象工事

公共工事の品質を確保するため、入札者の施工能力、地域性等と入札価格を一体として評価することが妥当と認められる工事。

c) 実施工事

道路舗装補修工事（工事延長L=622m 幅員W=5.45-6.3m アスファルト舗装工A=2,896m² 路上再生路盤工A=2,787m²）

予定価格（税抜）：17,270千円

d) 価格以外の評価項目・評価基準

評価項目	評価内容	配点	評価基準	配点
企業の施工能力	同種工事の施工実績	1.5点	個別工事ごとに定める	
企業の施工能力	工事成績	2.0点	80点以上	2.0点
			70点以上80点未満	1.0点
			70点未満	0点
配置予定技術者の能力	同種工事の施工実績	1.5点	個別工事ごとに定める	

		り評価する。			
	保有資格	配置予定主任技術者の保有する資格を評価する。	1.5点	個別工事ごとに定める	
地域貢献	営業拠点の所在地	工事箇所と本店(建設業法に基づく主たる営業所に限る。)の所在地に基づき評価する。	1.5点	同一市内に本店有り	1.5点
				同一市内に営業所有り	0.5点
				同一市内に無し	0点
その他	防災協定	防災協定の締結の有無により評価する。	1.0点	有り	1.0点
				無し	0点
	ISOの認証取得	ISO9001又はISO14001の認証取得の有無により評価する。	0.5点	ISO9001又はISO14001のいずれかを取得	0.5点
				無し	0点
その他	建設業労働災害防止協会への加入	建設業労働災害防止協会への加入の有無により評価する。	0.5点	加入有り	0.5点
				加入無し	0点
合計			10点		

○評価値=価格点+価格以外の評価点（加算方式）

○価格点=90点×最低価格／入札価格

○価格以外の評価点：10点

e) 低入札価格調査

○調査基準価格

予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額の合計。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）の10分の6.6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6.6を乗じて得た額。

- ・ 直接工事費の額
- ・ 共通仮設費の額
- ・ 現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・当該価格で入札した理由
- ・当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ・当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- ・手持ち資材の状況
- ・資材の購入先及び購入先と入札者の関係
- ・手持ち機械の保有状況
- ・労務者の具体的供給見通し
- ・過去に施工した公共工事名及び発注者
- ・経営状況
- ・信用状況
- ・その他必要な事項

f) 失格基準

調査対象となった場合には、下記のいずれかに該当する場合は失格。

- ・直接工事費が設計額の75%未満の場合
- ・共通仮設費が設計額の60%未満の場合
- ・現場管理費が設計額の40%未満の場合
- ・一般管理費が設計額の30%未満の場合
- ・入札金額が以下の価格の合計額未満の場合
 - ・直接工事費の設計額の95%
 - ・共通仮設費の設計額の90%
 - ・現場管理費の設計額の20%

g) 入札結果

業者	A	B	C	D	E	F	G
入札金額	16,000(1)	16,830(8)	16,870(9)	16,450(3)	16,600(5)	17,000(11)	17,080(13)
価格以外の評価点	8.5(5)	9.5(1)	9.5(1)	6.5(11)	7.0(8)	9.0(3)	9.0(3)
評価値	98.500	95.061	94.859	94.038	93.747	93.706	93.309
順位	1	2	3	4	5	6	7
記事	落札						

業者	H	I	J	K	L	M
入札金額	16,700(6)	16,900(10)	16,750(7)	16,300(2)	16,580(4)	17,050(12)
価格以外の評価点	7.0(8)	8.0(6)	7.0(8)	4.5(13)	5.5(12)	7.5(7)
評価値	93.228	93.207	92.970	92.844	92.352	91.957
順位	8	9	10	11	12	13
記事						

(事例 2 : B県口市)

a) 概 要

標準的な評価項目・評価基準（除雪協力の実績、ISO認証取得、優良工事表彰等も評価）に基づき、加算方式の価格点85点+価格以外の評価点15点で評価値を算出している事案。価格点は配点基準価格の入札価格を満点として、それ以下は減点することによりダンピング受注を防止。

b) 対象工事

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実を担保するため、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格を総合的に評価するものとして、請負工事入札参加資格要件等審査委員会又は請負工事等区役所審査委員会が適当と認める工事

c) 実施工事

学校校舎解体工事（鉄骨平屋建862m² RC造3階建1,316m² 木造2階建481m² 木造平屋建倉庫55m²）

予定価格（税抜）：30,200千円

d) 価格以外の評価項目・評価基準

総合評価（特別簡易型）評価項目及び評価基準

①工事の施工能力

【技術評価点の最高15点】

評価項目	必須選択	評価内容	評価基準	配点	得点
工事成績	必須	市における過去2カ年度の工事成績評定点の平均点a (小数点以下第3位四捨五入2位以上)	85点以上	5.0	/5
			65点以上85点未満	(a-65)×0.25	
			65点未満	(a-65)×0.25	
			実績なし	0	
同種・類似工事の施工実績	必須	過去10カ年度の同種類似工事の施工実績（案件ごとに具体的に定める）	国、旧公団、県又は市町の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	/1
			国、旧公団、県又は市町以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	
			実績なし	0	

「市区町村向け簡易型 特別簡易型
総合評価方式」の具体例

配置予定 技術者の 能力	必須	主任（監理）技術者の有する資格	工事を施工しうる国家資格を有する者の中、1級の国家資格を有する者又は技術士の資格を有する者。	1.0	/1
			工事を施工しうる国家資格を有する者の中、2級の国家資格を有する者。	0.5	
			上記以外の資格	0	
過去10カ年度の同種類似工事の施工実績（案件ごとに具体的に定める）			国、旧公団、県又は口市の発注工事の元請施工実績がある。	1.0	/1
			国、旧公団、県及び口市以外の発注工事の元請施工実績がある。	0.5	
			実績なし	0	

②地域貢献度

地域内拠点	必須	事業所（本社）の存否	事業所（本社）が工事施工場所と同一区内に存在する。	2.0	/2
			事業所（本社）が上記以外の口市内に存在する。	1.0	
			事業所（本社）が口市内に存在しない。	0	
災害時等 活動実績	選択	過去2カ年度における口市の除雪協力の有無	過去2カ年度に除雪協力の契約実績あり	2.0	/2
			契約実績なし	0	

③客観的な優良性

ISOの認証	必須	ISO認証の認証取得の有無	ISO9001の認証を受けている。	1.0	/2
			ISO9001の認証なし	0	
			ISO14001の認証を受けている。	1.0	
			ISO14001の認証なし	0	
優良工事 表彰	必須	口市における過去3カ年度の優良工事表彰の有無	優良工事表彰の受賞あり	1.0	/1
			受賞なし	0	

○評価値＝価格評価点＋技術評価点（加算方式）

○価格評価点

（入札価格が配点基準価格以上）

価格評価点＝85点×（配点基準価格／入札価格）

（入札価格が配点基準価格未満）

価格評価点＝85点／（1+（配点基準価格／入札価格－1）×3）

※配点基準価格で入札した場合に満点の価格評価点が与えられ、それ以下のダンピング

入札は減点。

○技術評価点：15点

e) 配点基準価格

入札参加者が入札した価格の内、制限価格（最低制限価格※と同様に計算した数値）と同じ又は上回る最低入札価格。

※「最低制限価格」＝予定価格の10分の6から10分の8.5以内の範囲において、契約執行職員が定める価格。

f) 入札結果

業者	A	B	C	D	E	F	G
入札金額	25,000(5)	25,670(10)	25,111(7)	25,650(9)	25,066(6)	25,756(4)	24,675(3)
価格評価点	85.000(1)	82.781(6)	84.624(3)	82.846(5)	84.776(2)	82.559(7)	81.769(8)
評価値	93.630	92.231	91.434	91.046	90.776	89.559	87.089
順位	1	2	3	4	5	6	7
記事	落札						

業者	H	I	J	K
入札金額	24,480(2)	25,611(8)	22,531(1)	25,670(10)
価格評価点	79.906(9)	82.972(4)	63.970(10)	
評価値	84.658	84.472	69.620	
順位	8	9	10	
記事				失格

(事例 3 : C県八町)

a) 概 要

標準的な評価項目・評価基準に加えて、過去の低入札による失格の有無、町民の雇用、維持管理実績を評価するとともに、除算方式の標準点100点+加算点17点で評価値を算出している事案。低入札価格調査は中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに基づく調査基準価格を設定し、経費項目別の失格基準を併用。

b) 対象工事

技術的な工夫の余地が小さい工事で、施工の確実性を担保するため、比較的小規模で、簡易な施工計画を求めず、同種・類似工事の経験、工事成績等に基づき技術力と価格とを総合的に評価するものとして、建設工事参加資格・指名審査委員会が適当と認める工事。

c) 実施工事

道路、駐車場整備等（道路舗装、付帯工事一式（1号線L=454m 3号線L=200m））
予定価格（税抜）：47,500千円

d) 価格以外の評価項目・評価基準

総合評価方式 評価項目（簡易（実績）型）

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評点
------	------	------	----	----

【企業の技術力】

同種工事の実績	過去10カ年度の同種・類似工事の実績の有無 (国・公団・都道府県・市町村・公益企業の発注工事、県外での実績を含む)	国・公団・都道府県の発注工事の実績あり 市町村・公益企業の発注工事の実績あり 実績なし	1.00 0.50 0.00	／1.00 ／5.00
工事成績	C県発注工事における過去3年間の全工種工事成績評定点の平均点	80点以上	5.00	／5.00
		70点以上80点未満 評点=5.00×(平均点-70)/10	5.00 ～ 0.00	
		65点以上70点未満 又は 実績なし	0.00	

		65点未満	-2.00	
優良工事 表彰	過去3カ年度のC県優良工事表彰の有無	知事表彰あり	1.00	✓1.00
		知事表彰なし	0.00	
低入札	ハ町における低入札による失格の有無	失格なし	1.00	✓1.00
		失格あり（3回未満）	0.00	
		失格あり（3回以上）	-1.00	

【配置予定技術者の能力】

技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級土木（建築）施工管理技士 又は 技術士（1級建築士）	1.00	✓1.00
		2級土木（建築）施工管理技士	0.50	
		その他	0.00	

【地域貢献度】

災害時における活動実績等	・過去10カ年度の災害時における活動実績の有無 ・現在有効な防災協定の締結の有無（町内における、国・公団・県・ハ町・公企業のもの）	活動実績あり	2.00	✓2.00
		活動実績はないが、防災協定の締結あり	1.00	
		実績・締結なし	0.00	
町民の雇用	・公告前日現在におけるハ町民従業員の雇用（正規・臨時）	50人以上	2.00	✓2.00
		30人以上50人未満	1.50	
		10人以上30人未満	1.00	
		10人未満	0.00	
維持管理実績	過去3カ年度のハ町における道路除雪又は維持修繕（補修）実績の有無	道路除雪及び維持修繕（補修）の両方の実績あり	2.00	✓2.00
		道路除雪又は維持修繕（補修）のいずれかの実績あり	1.00	
		実績なし	0.00	

【地域精通度】

実働拠点	ハ町内における過去3年間継続した主たる営業所及び従たる営業所（実働拠点）の有無	町内に主たる営業所あり	2.00	／2.00
		町内に従たる営業所あり	1.00	
		町内に主たる営業所及び従たる営業所なし	0.00	
加算点		／17.00		

○評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札金額 (除算方式)

○標準点：100点

○加算点： 17点

e) 低入札価格調査

○調査基準価格

予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額の合計。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）の10分の6.6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6.6を乗じて得た額。

- ・ 直接工事費の額
- ・ 共通仮設費の額
- ・ 現場管理費相当額に2分の1を乗じて得た額

○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・ 当該価格で入札した理由
- ・ 工事費内訳書（明細書）
- ・ その他必要な事項

f) 失格基準

調査対象となった場合には、下記のいずれかに該当する場合は失格。

- ・ 工事内訳書において、直接工事費が設計額の85%未満の場合
- ・ 工事内訳書において、共通仮設費が設計額の70%未満の場合
- ・ 工事内訳書において、現場管理費が設計額の50%未満の場合

- ・工事内訳書において、一般管理費が設計額の20%未満の場合

g) 入札結果

業者	A	B	C	D	E	F	G
入札金額	35,000(1)	36,502(2)	38,500(3)	45,800(6)	44,800(4)	45,800(6)	45,000(5)
加算点	12.01(3)	6.15(6)	4.00(7)	14.14(1)	10.04(4)	12.31(2)	8.13(5)
評価値	320.029	290.806	270.130	249.214	245.625	245.218	240.289
順位	1	2	3	4	5	6	7
記事	落札						

(事例4:D県二市)

a) 概要

簡易な評価項目・評価基準（企業の実績・工事成績、技術者の表彰・実績、ISO認証取得のみ評価）に基づき、除算方式の標準点100点+加算点10点で評価値を算出している事案。低入札価格調査は中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルに基づく調査基準価格を設定。

b) 対象工事

技術的な工夫の余地が小さい工事を対象に、企業及び技術者の能力、企業の社会性・信頼性等を確認することが、発注者の示す仕様に基づき、適切で確実な施工を行うために必要であると見込まれる工事。

c) 実施工事

電気幹線改修等工事（低圧幹線工事、電灯工事、テレビ共聴工事、火災警報工事、火災警報工事等90戸）

予定価格（税抜）：37,440千円

d) 価格以外の評価項目・評価基準

評価項目	評価基準	配点
企業の能力	平成15・16年度の工事成績 平均点 (発注工種の平均点)	85点以上
		82点以上85点未満
		82点未満又は完成実績がない

企業の能力	平成17・18年度の工事成績 平均点 (発注工種の平均点)	80点以上	2
		76点以上80点未満	1
		76点未満又は完成実績がない	0
技術者の能力	平成9年度以降の公営団地の電気幹線改修又はテレビ共聴改修工事の完成実績	完成実績あり	1
		完成実績なし	0
信頼性・社会性	平成15年度以降の優良技術者表彰	本市で表彰の実績あり	2
		国又はD県の公共工事で表彰の実績あり	1
		実績なし	0
能力	平成9年度以降の公営団地の電気幹線改修又はテレビ共聴改修工事の主任（監理）技術者としての完成実績	完成実績あり	1
		完成実績なし	0
ISO9001	ISO9001取得の有無	取得あり	1
		取得なし	0
ISO14001	ISO14001又はエコアクション21取得の有無	取得あり	1
		取得なし	0

○評価値 = (標準点 + 加算点) / 入札価格 (除算方式)

○標準点：100点

○加算点： 10点

e) 低入札価格調査

○調査基準価格

予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額の合計。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）の10分の6.6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6.6を乗じて得た額。

- ・ 直接工事費の額
- ・ 共通仮設費の額
- ・ 現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額

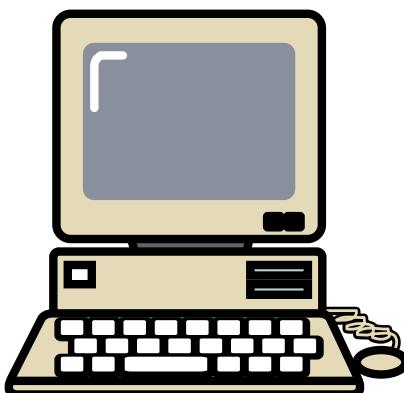
○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・当該価格で入札した理由
- ・当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ・当該工事に関連する手持ち工事の状況
- ・当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- ・手持ち資材の状況
- ・資材の購入先及び購入先と入札者の関係
- ・手持ち機械の保有状況
- ・労務者の具体的供給見通し
- ・下請契約の予定者名等
- ・配置予定技術者
- ・過去に施工した公共性のある工事名及び発注者
- ・前号の公共性のある工事の成績状況
- ・経営状況
- ・信用状況
- ・その他必要な事項

f) 入札結果

業者	A	B	C	D	E
入札金額	29,200(2)	28,997(1)	34,500(4)	34,000(3)	35,580(5)
加算点	6.00(1)	5.00(2)	5.00(2)	2.00(5)	3.00(4)
評価値	363.01	362.11	304.35	300.00	289.49
順位	1	2	3	4	5
記事	落札				



(事例 5 : E県木市)

a) 概 要

簡易な評価項目・評価基準（企業の実績・表彰、技術者の資格、営業所の所在地、災害協定、除雪契約のみ評価）に基づき、除算方式の標準点100点+加算点10点で評価値を算出している事案。技術点の過半が地域貢献に関連する評価項目。低入札価格調査に基づく失格基準は調査基準価格未満の者の平均値による連動制。

b) 対象工事

企業の施工能力、配置予定技術者の能力及び企業の地域性・社会性の確認により品質が確保されると見込まれる工事。

c) 実施工事

農業集落排水事業管路布設跡舗装復旧工事（舗装工A=7,275m²）

予定価格（税抜）: 27,759千円

d) 価格以外の評価項目・評価基準

評価項目	評価内容	評価基準	配点	備考
企業の施工能力	施工実績	過去一定期間の同種工事の実績の有無（市発注工事）	あり	10点 (1)一定期間とは、平成16年4月1日から申請日までの期間をいう。 (2)工事の実績の有無は、一定期間に完成した工事の有無とする。 (3)契約額が300万円未満の工事は、実績と認めない。
			なし	0点
配置予定技術者の能力	優良表彰	過去2年度に、同種の優良工事表彰の有無	最優秀賞	10点 平成17年度及び平成18年度の○○土木センター優良土木工事表彰のうち、市発注土木工事とする。
			優秀賞	5点
			なし	0点
配点計			20点	
配置予定技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級国家資格者又は技術士	10点 1級国家資格者と同等以上の能力を有すると認められるもの（国土交通大臣特別認定者）を含む。	
		上記資格なし	0点	

企業の地域性・社会性	配点計			10点
	主たる営業所の所在地		市内	5点
			市外	0点
	災害協定	災害協定への参加の有無	あり	10点
			なし	0点
	平成19年度及び平成20年度の入札参加資格審査申請時における災害協定への参加の有無をもって評価する。 平成19年度及び平成20年度の入札参加資格審査申請時以降に新たに次の協定に参加している証明書を提出することにより、加点するものとする。 ①災害時における応急対策業務に関する協定(木市建設業協会との協定) ②災害時における応急活動の協力に関する協定(木市管工事協同組合との協定) ③大規模災害における建築物等の解体撤去の実施に関する協定(社団法人E県構造物解体協会)			
	除雪協力	過去2年度の受託実績の有無	道路除雪の機械と操作者の提供(2年)	20点
			道路除雪の機械と操作者の提供(1年)及び道路除雪の操作者の提供又は歩道除雪(1年)	15点
			道路除雪の操作者の提供若しくは歩道除雪(2年)又は道路除雪の機械と操作者の提供(1年)	10点
			道路除雪の操作者の提供又は歩道除雪(1年)	5点
			なし	0点
	配点計			35点

○評価値 = (標準点 + 加算点) ÷ 入札価格 (除算方式)

○標準点 : 100点

○加算点 : 10点 (上記点数 (65点満点) を10点満点に換算)

e) 低入札価格調査

○調査基準価格

予定価格の3分の2から10分の8.5の範囲内で契約担当者が定める価格 (具体的な算定式は未公表)。

○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・その価格により入札した理由、及び必要に応じ、入札価格の内訳書
- ・手持ち資材の状況
- ・労務者の具体的供給見通し
- ・当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ・当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- ・手持ち機械の保有状況
- ・過去に施工した公共工事名及び発注者
- ・経営状況
- ・その他必要な事項

f) 失格基準

調査基準価格を下回る価格での入札者全員の平均入札価格 (調査基準価格を下回る価格での入札者が三者未満の場合

は下位三者) に0.8を乗じた失格基準を下回る場合は失格。



g) 入札結果

業者	A	B	C	D	E	F	G
入札金額	26,000(1)	26,800(2)	27,000(5)	27,200(10)	27,150(9)	26,850(3)	27,300(11)
加算点	8.46(2)	8.46(2)	8.46(2)	9.23(1)	8.46(2)	6.92(7)	8.46(2)
評価値	4.1715	4.047	4.017	4.0158	3.9948	3.9821	3.9729
順位	1	2	3	4	5	6	7
記事	落札						

業者	H	I	J	K
入札金額	26,900(4)	27,100(8)	27,000(5)	27,000(5)
加算点	6.15(9)	6.92(7)	6.15(9)	5.38(11)
評価値	3.9461	3.9454	3.9315	3.903
順位	8	9	10	11
記事				



2 学識経験者に対する意見聴取方法の実例

地方公共団体の具体的な実例を以下列挙します。

(単独設置の実例：F県へ市総合評価審査委員会)

a) 所掌事務

以下に掲げる事項について市へ意見を提出する。

- ・総合評価落札方式による入札の実施の適否に関すること
- ・落札者決定基準（評価項目の設定、加算点の設定及び配点割合、評価の方法及び落札者の決定方法）に関すること
- ・入札者の技術提案等の評価に関すること

b) 委員構成

定数5人（学識委員3人及び行政委員2人）で構成。学識委員は、建設技術及び入札・契約制度等に関し優れた見識を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱。学識委員の任期は2年とし、再任可能。行政委員は、契約案件ごとに、委員長が市の技術職員を2人選任。

c) 委員長

委員会に委員長を置き、学識委員の互選により選任。委員長は会務を総理し、議長として委員会の議事を運営。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理。

d) 議事

委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員の過半数の出席(学識委員については2人以上の出席)をもって成立。会議の議事は出席した委員の過半数で決し、可否同数の場合は、委員長の裁決。委員長は、必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、説明を聴取。委員会は、緊急を要する場合は、持ち回りによって事務を行うことが可能。

(県の委員会を活用し、市町村が共同開催する実例：G県建設工事総合評価審査会)

a) 所掌事務

県発注の建設工事に関して、次に掲げる事項について審査する。

- ・県一般競争入札における総合評価落札方式及び簡易型総合評価落札方式の学識経験者の意見聴取に関する事項
- ・G県一般競争入札におけるVE提案の審査に関する事項
- ・契約後VE提案の審査に関する事項
- ・その他多様な入札方式における技術提案等の審査に関する事項

b) 委員構成

3名以内の委員及び7名以内の専門委員（以下、委員等という。）で組織。委員等は、人格、識見等に優れ、中立・公平の立場で客観的にVE提案の審査等を適切に行うことができる学識経験等を有する者のうちから、知事が委嘱。なお、委員等には国、他県において公共工事の発注者としての実務経験を有する者を含む。委員等の任期は2年とする。委員等は、再任可能。

c) 委員長

委員会に委員長を置き、学識委員の互選により選任。委員長は会務を総理し、議長として委員会の議事を運営。委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する者がその職務を代理。

d) 議事

審査会の会議は、原則として、毎月招集。ただし、必要に応じて臨時に会議を招集可能。審査会は、委員等の2名以上（うち委員1名以上）の出席が必要。ただし、やむを得ない場合は、会議を開催せず個別に意見を聞くことが可能。

e) 市町村による活用

市町村が共同して総合評価方式に係る学識経験者に対する意見聴取を行うため、県の審査会の終了後、同一の学識経験者により、G県公共工事共同化協議会の総合評価審査部会を開催。

f) 費用負担

市町村の費用負担はなし。

g) 総合評価試行要領への位置付け（G県ト市の実例）*

総合評価方式の対象工事はト市業者指名審査委員会で決定し、以下の事項について学識経験者の意見を聴くべきことを規定。

- ・総合評価方式競争入札を行おうとするとき　総合評価方式競争入札によることの適否
- ・総合評価方式競争入札において落札者を決定しようとするとき　予定価格の制限の範囲をもって行われた申込みのうち、価格その他の条件が市にとって最も有利なものを決定
- ・落札者決定基準を定めようとするとき　当該落札者決定基準を定めるに当たり留意すべき事項

*地方自治法施行令改正による手続簡素化の施行前の要領。

（県の委員会に市町村の案件を諮る実例：H県総合評価技術委員会）

a) 所掌事務

委員会は、H県が実施する総合評価方式の実施方針の策定及び複数の工事に共通する評価の方法、その他必要があると認めるときは意見を述べる。

b) 委員構成

委員は、公正中立の立場で意見を述べることができる学識経験を有する者のうちから、知事が委嘱。委員の任期は、原則として2年。委員は再任可能。

c) 委員長

委員長は、委員の内から委員の互選により選任。委員長は、委員会の会務を総理し、委員会を代表。委員長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理。

d) 議　事

委員会は、委員長が招集。委員会は、委員の半数以上の出席をもって成立。

e) 小委員会

県が発注する総合評価方式の個別工事に関し次に定めるとき、委員会に小委員会を設置。小委員会の委員は、下記の項目に関して意見を陳述。小委員会の委員は、委員長が委員の内からその都度指名。小委員会は、原則2名の委員にて構成。

- ・総合評価方式を行おうとするとき
 - ・総合評価方式において落札者決定基準を定めようとするとき
 - ・総合評価方式において落札者を決定しようとするとき
- ※地方自治法施行令改正による手続簡素化の施行前の要領。

f) 市町村による活用

県の小委員会において市町村の案件についても同時に意見聴取。なお、地方整備局の委員会も同一の委員により同日開催。

g) 費用負担

市町村の費用負担はなし。

h) 総合評価試行要領への位置付け（H県チ市の実例）

総合評価方式の評価の方法及び技術評価の基準の審査をチ市指名業者等選考委員会で決定し、以下の事項についてH県総合評価技術委員会の意見を聞くべきことを規定。

- ・総合評価方式競争入札を行おうとするとき
- ・総合評価方式競争入札において落札者を決定しようとするとき
- ・落札者決定基準を定めようとするとき

※地方自治法施行令改正による手続簡素化の施行前の要領。

③ 低入札価格調査及び価格による失格基準の併用の実例

地方公共団体の具体的な実例を以下列挙します。

(事例（低入札価格調査及び費目別失格基準の併用）：C県八町（再掲））

a) 低入札価格調査

○調査基準価格

予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額の合計。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）の10分の6.6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6.6を乗じて得た額。

- ・直接工事費の額
- ・共通仮設費の額
- ・現場管理費相当額に2分の1を乗じて得た額

○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・当該価格で入札した理由
- ・工事費内訳書（明細書）
- ・その他必要な事項

b) 失格基準

調査対象となった場合には、下記のいずれかに該当する場合は失格。

- ・工事内訳書において、直接工事費が設計額の85%未満の場合
- ・工事内訳書において、共通仮設費が設計額の70%未満の場合
- ・工事内訳書において、現場管理費が設計額の50%未満の場合
- ・工事内訳書において、一般管理費が設計額の20%未満の場合

(事例（低入札価格調査及び総価失格基準(費目別の合計)の併用）：I県）

a) 低入札価格調査

○調査基準価格

予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額。ただし、その額が予定価格の10分の8.5を超える場合は予定価格に10分の8.5を乗じた額とし、予定価格の3分の2に満

たない場合は、予定価格に3分の2を乗じた額。

- ・直接工事費の額
- ・共通仮設費の額
- ・現場管理費相当額5分の1を乗じて得た額

○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・その価格により入札した理由
- ・手持ち工事の状況
- ・契約担当工事場所と入札者の事業所、倉庫等の地理的関連
- ・手持ち資材の状況
- ・資材購入先及び入札者との関係
- ・手持機械数の状況
- ・労働者の具体的供給見通し
- ・過去に施工した公共工事名及び発注者
- ・経営状況
- ・信用状態
- ・その他必要な事項地理的条件

b) 失格基準

契約の内容に適合した履行が行われないと判断する失格基準価格（予定価格算出の基礎となった次に掲げる額の合計額）を設定し、この価格を下回る価格の入札については調査を実施せず失格。

- ・直接工事費に10分の7.5を乗じて得た額
- ・共通工事費に10分の7を乗じて得た額
- ・現場管理費に10分の6を乗じて得た額
- ・一般管理費に10分の3を乗じて得た額

(事例（低入札価格調査及び総価失格基準(入札金額に連動)の併用）：J県)

a) 低入札価格調査

○調査基準価格

調査基準価格は、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額及び共通仮設費の額並びに現場管理費相当額に5分の1を乗じて得た額の合計額に100分の105を乗じて得た

額。ただし、その額が予定価格に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格に3分の2を乗じて得た額に満たない場合は、3分の2を乗じて得た額。

○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・地理的条件
- ・手持ち工事の状況
- ・手持ち資材の状況
- ・手持ち機材の状況
- ・労務費
- ・下請予定者の状況
- ・資材購入予定者の状況
- ・機材借上げ予定者の状況
- ・その他、上記以外に低価格で入れできる理由
- ・安全で、良質な工事を施工するために、今回工事において特に留意する事項
- ・当該工事に対する受注意欲

b) 失格基準

調査基準価格に満たない価格をもって入札した者がいるときは、入札価格の低い順に入札参加者の6割（小数点以下切り上げ。）の者を失格基準価格の算定対象者とし、当該対象者の平均入札価格に10分の9を乗じて得た額（1円未満切り捨て。）を失格基準価格として設定。

**(事例（低入札価格調査、費目別失格基準及び総価失格基準(費目別の合計)の併用)
：A県イ市（再掲）)**

a) 低入札価格調査

○調査基準価格

予定価格（税抜）算出の基礎となった次に掲げる額の合計。ただし、その額が予定価格（税抜）に10分の8.5を乗じて得た額を超える場合にあっては10分の8.5を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）の10分の6.6を乗じて得た額に満たない場合にあっては10分の6.6を乗じて得た額。

- ・直接工事費の額

- ・共通仮設費の額
- ・現場管理費相当額5分の1を乗じて得た額

○調査項目

次に掲げる事項について調査基準価格を下回った入札者からの事情聴取、関係機関への照会等により実施。

- ・当該価格で入札した理由
- ・当該工事の施工場所付近における手持ち工事の状況
- ・当該工事の施工場所と入札者の事業所、倉庫等との関連
- ・手持ち資材の状況
- ・資材の購入先及び購入先と入札者の関係
- ・手持ち機械の保有状況
- ・労務者の具体的供給見通し
- ・過去に施工した公共工事名及び発注者
- ・経営状況
- ・信用状況
- ・その他必要な事項

b) 失格基準

調査対象となった場合には、下記のいずれかに該当する場合は失格。

- ・直接工事費が設計額の75%未満の場合
- ・共通仮設費が設計額の60%未満の場合
- ・現場管理費が設計額の40%未満の場合
- ・一般管理費が設計額の30%未満の場合
- ・入札金額が以下の価格の合計額未満の場合
 - ・直接工事費の設計額の95%
 - ・共通仮設費の設計額の90%
 - ・現場管理費の設計額の20%

4 入札公告及び入札説明書のひな形

1. 入札公告のひな形

次のとおり一般競争入札に付します。

平成〇年〇月〇日

〇〇市長 〇〇 〇〇

1. 工事の概要

- (1) 工事名 〇〇〇〇〇工事
- (2) 工事場所 〇〇県〇〇市〇〇
- (3) 工事内容 本工事は、〇〇県〇〇市〇〇町〇〇地内の市道〇〇号〇（ $L=〇〇m$ ）の道路改良工事を行うものである。
- (4) 工事概算数量 工事延長 $L=〇〇m$
道路工 $L=〇〇m$
排水工 $L=〇〇m$
- (5) 工期 契約の翌日から平成〇年〇月〇日まで
- (6) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式の工事である。

2. 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇市平成〇・〇年度一般競争入札参加資格業者のうち〇〇〇〇工事〇等級に認定されている者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇市長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再

生手続開始の申立てがなされている者（（2）の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

（4）○○市内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。

（5）平成○年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。

（ア）盛土量が、○○m³以上の道路工事であること。

（6）次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①主任技術者は、1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者、又は建設業法7条第2号イ、ロに掲げる者であること。

監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）

②1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の（いずれか）に掲げる工事の経験を有するものであること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。

（ア）盛土量が、○○m³以上の道路工事であること。

③監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。

④配置予定技術者は落札決定の日から7日以内に配置できること。

（7）競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○市から指名停止を受けていないこと。

（8）上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

（9）入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）（入札説明書参照）

（10）警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の1)の要件に該当する者のうち、(2)総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(2) 総合評価の方法

1) 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

2) 価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

① 価格評価点 ○○点

② 技術評価点 ○○点

3) 価格評価点は、次の算式により算定する。

$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \text{ [小数点以下第4位四捨五入]}$$

なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。

4) 技術評価点は、下記!の評価項目について評価を行う。

① 企業の技術力

② 企業の信頼性・社会性

(3) (2) 4) ①②の評価項目の詳細は入札説明書による。

4. 入札手続等

(1) 担当部局

〒○○○○-○○○○ ○○県○○市○○ ○-○

○○部○○課○○係 ○○ ○○

電話 ○○○-○○○-○○○○（代） 内線○○○○

（2）入札説明書の交付期間、場所及び方法

入札説明書を本工事の入札参加希望者に以下のとおり交付する。

1) 交付場所：○○○○

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○ ○-○

電話 ○○○-○○○-○○○○（直通）

2) 交付期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

3) 交付方法：交付にあたっては、現金○○○円を徴収する。また、希望者には託送による交付も行うので、上記へ申し込むこと。この場合においては、現金書留により上記金額を徴収し、送料については、希望者の実費負担とする。なお、申請書の様式はFDで別途配布する。

（3）申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

1) 申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

① 電子入札システムによる受付期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。

② 持参による受付期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○○分から○○時○○分まで。

③ 受付場所：○○部○○課○○係

〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○ ○-○

電話 ○○○-○○○-○○○○（代） 内線○○○○

2) 電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり、資料内容を確認したものではない。

（4）入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

1) 入札の締切日時は以下の通りとする。

入札の締切は、平成〇年〇月〇日（ ）〇時〇〇分

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は〇〇部〇〇課に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

2) 開札は平成〇年〇月〇日（ ）〇時〇〇分 〇〇部〇〇課にて行う。

5. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除。

② 契約保証金 納付（保管金の取扱店 〇〇〇）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 〇〇〇）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 〇〇）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3) 入札の無効

本公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 配置予定主任（監理）技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S 等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書及び資料の差し替えは認められない

(5) 契約書作成の要否 要。

(6) 申請書及び資料の作成に関する説明会は実施しない。

(7) 関連情報を入手するための照会窓口 上記4（1）に同じ。

(8) 一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記2（2）に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記4（3）により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

(9) 詳細は入札説明書による

2. 入札説明書のひな形

入札説明書

○○市の○○○○○工事に係る公告に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1. 公告日 平成○年○月○日

2. 契約担当官等

○○市長 ○○ ○○

○○県○○市○○ ○一○

3. 工事の概要

(1) 工事名 ○○○○○工事

(2) 工事場所 ○○県○○市○○町○○

(3) 工事内容 本工事は、○○県○○市○○町○○地内の市道○○号○（L=○○m）の
道路改良工事を行うものである。

(4) 工事概算数量 工事延長 L=○○m

道路工 L=○○m

排水工 L=○○m

(5) 資料 ①別冊図面 ②別冊仕様書

(6) 工期 契約の翌日から平成○年○月○日まで

(7) 本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式
の工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) ○○市平成○・○年度一般競争入札参加資格業者のうち○○○○工事○等級に認定されていいる者であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、○○市長が別に定める手続きに基づく一般競争入札参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（(2) の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) ○○市内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
- (5) 平成○年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種(又は類似)工事の（いずれかの）施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
- (ア) 盛土量が、○○m³以上の道路工事であること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
- ① 主任技術者は1級土木施工管理技士、2級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有するものであること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のとおりである。
- ・技術士（建設部門）又は総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。）の資格を有する者
 - ・建設業法7条第2号イ、ロで定める者。（うち、イに規定する学科は、土木工学又は都市工学に関する学科。）
 - ・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者
- 監理技術者にあっては、1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。
- ・技術士（建設部門）又は総合技術管理部門（選択科目を「建設」とするものに限る。）の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

② 1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した上記(5)に掲げる工事の経験を有するものであること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)なお、当該工事経験の工事成績評定点が65点未満のものを除く。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成16年2月29日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成16年2月29日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成16年3月1日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。

④ 配置予定の主任(監理)技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑤ 配置予定技術者は落札決定の日から7日以内に配置できること。

(7) 競争参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下「資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、○○市から指名停止を受けていないこと。

(8) 3(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者でないこと。

(9) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと(基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。)。なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を決める目的に当事者間で連絡を取ることは、競争契約入札心得第〇条の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 親会社と子会社の関係にある場合

2) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、1)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

1) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

2) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、

国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

5. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(8) の「3.(1) に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

○○○○設計株式会社

(2) 4.(8) の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の

①又は②に該当する者である。

①当該受託者の発行済株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

②建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

6. 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法

入札参加者は「価格」及び、「企業の技術力」、「企業の信頼性・社会性」をもって入札に参加し、次の1)の要件に該当する者のうち、(2) 総合評価の方法によって得られた数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合

した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるて、著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲で発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- 1) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (2) 総合評価の方法
 - 1) 評価値は、入札書が無効でない者について、次の算式により算定する。
$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$
 - 2) 価格評価点と技術評価点の配点は、次のとおりとする。

①価格評価点	○○点
②技術評価点	○○点
 - 3) 価格評価点は、次の算式により算定する。
$$\text{価格評価点} = \text{配点} \times (1 - \text{入札価格} / \text{予定価格}) \quad [\text{小数点以下第4位四捨五入}]$$
なお、入札価格は各入札者の入札金額とする。
 - 4) 技術評価点は、下記①、②の評価項目について評価を行う。

①企業の技術力
②企業の信頼性・社会性



(3) 評価の基準

①企業の技術力について

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	配 点
〔企業の施工能力〕		
同種工事の施工実績 (別記様式2)	○○県又は○○市での過去○年間の施工実績あり	○
	△△県、□□県又は☆☆県(周辺の都道府県)での 過去○年間の施工実績あり	○
	上記の以外の国の機関、地方自治体、公団及びその他での 過去○年間の施工実績あり	○
	施工実績なし	欠格
工事成績	過去○年間の工事成績評定点の平均点が80点以上	○
	過去○年間の工事成績評定点の平均点が75点以上80点未満	○
	過去○年間の工事成績評定点の平均点が75点未満	○
〔配置予定技術者の能力〕		
同種工事の施工実績 (別記様式3)	○○県又は○○市での過去○年間の施工実績あり	○
	△△県、□□県又は☆☆県(周辺の都道府県)での 過去○年間の施工実績あり	○
	上記の以外の国の機関、地方自治体、公団及びその他での 過去○年間の施工実績あり	○
	施工実績なし	欠格

②企業の信頼性・社会性

下記における評価項目についてそれぞれ評価を行い、各々評価点を算出する。

評価項目	評価基準	配 点
〔地域貢献〕		
営業拠点の所在地	○○市内に本店有り	○
	その他	○
災害協定等による活動実績 (別記様式4)	①○○市との災害協定あり ②○○市からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から 過去5年以内に災害対応への出動実績あり ※①、②の両方を満たす場合	○
	①○○市との災害協定あり ②○○市からの要請により、申請書及び資料の提出期限日から 過去5年以内に災害対応への出動実績あり ※①、②の一方を満たす場合	○
	協定なし	○

(4) 申請書及び資料の作成説明会は開催しない。

7. 入札手続における担当部局

〒○○○○-○○○○ ○○県○○市○○ ○-○
 ○○部○○課○○係 ○○ ○○
 電話 ○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○

8. 競争参加資格の確認等

(1) 本競争の参加希望者は、4.に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、○○市長から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4 (1) 及び (3) から (10) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時において4 (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時において4 (2) に掲げる事項を満たしていかなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

① 提出期間： 電子入札システムにより提出する場合は、平成○年○月○日（）から平成○年○月○日（）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時00分から17時00分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成○年○月○日（）から平成○年○月○日（）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、○時○○分から○時○○分まで。

② 提出場所： 7. に同じ。

③ 提出方法：申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て、紙入札方式による場合は、提出場所へ持参するものとし、郵送又は電送(ファクシミリ)によるものは受け付けない。なお、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数表示すること(頁の例：1／○○～○○／○○)。

電子入札における資料の受付票は、資料の受信を確認したものであり資料の内容を確認したものではない。

(2) 申請書は、別記様式1により作成すること。

(3) 4.(5)の同種の工事の施工実績及び4.(6)の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うに当たっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあっては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。

(4) 資料は、次に従い作成すること。なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験については、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」(別記様式2)に記載する工事及び「主任(監理)技術者等の資格・工事経験」(別記様式3)の「工事の経験の概要」に記載する工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

また、記載する工事のC O R I N S(登録されていない場合は契約書(工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分))の写しを提出するものとする。

ただし、C O R I N S等での記載内容で同種の工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表、交通規制状況図等を必ず添付すること。

同種工事の施工実績と配置予定技術者の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

① 施工実績

4.(5)に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式-2に記載すること。記載する同種の工事の施工実績の件数は1件でよい。

② 配置予定の技術者

4.(6)に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式-3に記載し、資格等を証明する書類として資格者証及び監理技術者講習修了証の写しを提出すること(監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること)。記載する同種の工事の経験の件数は1件でよい。

また、申請時に配置予定技術者が特定出来ない場合は複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできるが、その場合各配置予定技術者とも競争参加資格の要件を満たすと共に、6.(3)②中、「配置予定技術者の能力」に係る最も低い

技術者の「評価点の合計値」をもって評価をするものとする。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 契約書の写し

①の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。契約書の写しは、工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報サービス（C O R I N S）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録がされていることが確認できること。

④ 災害協定による地域貢献の実績

6. (3) ②災害協定による地域貢献の実績の有無を別記様式4に記載すること。なお、実績がある場合は当該実績を証明する協定書等の写しを提出すること。ただし、提出された協定書の写しにおいて、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性が証明できなければ実績として認めない。

また、6. (3) ②のとおり、過去5年間の出動実績を評価の対象とするので、出動の実績がある場合はその旨を記載すること。

(5) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成〇年〇月〇日までに電子入札システムで通知する。(ただし、書面により申請した場合は、紙で通知する。)

(6) 申請書及び資料の作成説明会は行わない。

(7) その他

- ① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- ② 提出された申請書及び資料を、競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- ③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。
- ④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

- ⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先 7. に同じ。
- ⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、以下に留意すること。

1) 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)
- ・ Just System一太郎 (Ver10形式以下のもの)
- ・ PDF ファイル

2) 複数の申請書類は、1つのファイルにまとめ（2つ以上のファイルは認めない。）、
契約書などの印がついているものは、スキャナーで読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計は1MB以内に収めること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成〇〇年〇月〇日（〇）〇〇時〇〇分【※日時は電子入札システムによる締め切り日時と同一とする】必着で郵送すること（書留郵便に限る。）。郵送の際の送付先は7. の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、競争参加資格確認申請書として、以下の内容を記載した書面（別記様式-〇）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- ・ 郵送する旨の明示
- ・ 郵送する書類の目録
- ・ 郵送する書類の頁数
- ・ 発送年月日

なお、申請書類の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

9. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

（1）競争参加資格がないと認められた者は、〇〇市長に対して競争参加資格がないと認めた理由について、次に従い説明を求めることができる。

- ① 提出期間： 電子入札システムにより提出する場合は、平成〇年〇月〇日（）から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時0分から17時00分まで。ただし、紙入札方式による場合は平成〇年〇月〇日（）から平成〇年〇月〇日までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇〇分から〇〇時〇〇分まで。
- ② 提出場所： 7. に同じ。
- ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は書面（様式は自由）を持参することにより提出することとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。
- (2) ○○市長は、説明を求められたときは平成〇年〇月〇日（）までに説明を求めた者に対し、電子入札システムにより回答する。ただし、紙により提出した者に対しては紙により回答する。
- (3) ○○市長が、(1) により説明を求められたときは、入札日時及び開札日を延期することがある。なお、この場合別途その旨を入札参加者に対し周知する。

10. 現場説明会

現場説明会は行わないものとする。

11. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次に従い提出すること。
- ① 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、紙入札方式による場合は紙を持参することにより提出するものとする。
- ② 受領期間： 平成〇年〇月〇日（）から平成〇年〇月〇日（）までの9時00分から17時00分まで。
持参による場合は、上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時15分から17時30分まで。
- ③ 提出場所： 7. に同じ。
- (2) (1) の全ての質問に対する回答は、平成〇〇年〇〇月〇〇日（〇）に電子入札システム上で回答する。また、紙入札参加予定者に対しては同日にFAXする。

12. 入札及び開札の日時及び場所等

(1) 入札の締切日時は以下の通りとする。

入札の締切は、平成○年○月○日（ ）○時○○分

電子入札システムにより提出すること。ただし発注者の承諾を得た場合は○○部○○課に持参すること。（郵送による提出は認めない。）

開札は平成○年○月○日（ ）○時○○分 ○○部○○課にて行う。

(2) 場所： 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○ ○-○
○○部○○課

(3) その他： 紙による入札を行う場合は、○○市長より競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを提出すること。当該通知書は、表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

13. 入札方法等

(1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合紙により持参すること。郵送又は電送(ファクシミリ)による入札は認めない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 ○○○）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店○○○）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁○○）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は請負代金の10分の1（低入札価格調査を受けた者との契約の場合は10分の3）以上とする。

15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子入札による場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。

また、紙による入札の場合は、工事費内訳書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにするとともに発注者名及び発注案件名及び業者名を記載すること。また、電子入札による場合は、保存形式は以下によること。

- ・ Microsoft Word (Word2000形式以下のもの)
- ・ Microsoft Excel (Excel2000形式以下のもの)
- ・ Just System一太郎 (Ver10形式以下のもの)
- ・ P D F ファイル

なお、ファイル容量は1MB以内に収めるものとし、1MB以内に収まらない場合は郵送すること（書留郵便に限る。）。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

(3) 入札参加者は押印（電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合を除く。）及び記名を行った工事費内訳書を提出しなければならず、提出された工事費内訳書について説明を求めことがある。また、工事費内訳書が、次の各項に掲げる場合に該当するものについては、競争契約入札心得第〇条に該当する入札として、原則として当該工事費内訳書提出業者の入札を無効とする。

- ① 未提出であると認められる場合（未提出であると同視できる場合を含む。）
 - 1) 内訳書の全部又は一部が提出されていない場合
 - 2) 内訳書とは無関係な書類である場合
 - 3) 他の工事の内訳書である場合
 - 4) 白紙である場合
 - 5) 内訳書に押印が欠けている場合（電子入札システムにより提出された場合を除く。）
 - 6) 内訳書が特定できない場合
 - 7) 他の入札参加者の様式を入手し、使用している場合

② 記載すべき事項が欠けている場合

- 1) 内訳の記載が全くない場合
- 2) 入札説明書に指示された項目を満たしていない場合

③ 添付すべきではない書類が添付されていた場合

- 1) 他の工事の内訳書が添付されていた場合

④ 記載すべき事項に誤りがある場合

- 1) 発注者名に誤りがある場合
- 2) 発注案件名に誤りがある場合
- 3) 提出業者名に誤りがある場合
- 4) 内訳書の合計金額が入札金額と大幅に異なる場合

⑤ その他未提出又は不備がある場合

(4) 工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16. 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち合わなければならぬ。入札者又はその代理人が開札に立ち会わぬ場合（電子入札システムにより提出した場合は、立ち会いは不要）においては、入札事務に關係のない職員を立ち会わせて開札を行う。

紙による入札者又はその代理人が1回目の開札に立ち会わぬ場合でも、当該入札は有効として取り扱われるが、再度入札を行うこととなつた場合には、当該紙による入札参加者は、再度入札を辞退したものとして取り扱われる。

17. 入札の無効

入札公告において示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行つた者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、○○市長により競争参加資格のある旨確認された者であつても、開札時点において、4.に掲げる資格のないものは、競争参加資格のない者に該当する。

18. 配置予定技術者の確認

落札者決定後、C O R I N S等により配置予定の主任（監理）技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病気・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4（8）に掲げる基準を満たし、かつ、当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

19. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

低入札価格調査を受けた者との契約については、別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項から第7項もこれに準じて割合を変更する。

20. 支払条件

本工事の前払条件は下記の通りとする。

- (1) 前金払 有
- (2) 中間前金払または部分払1回（どちらか一方を選択）

21. 火災保険付保の要否 ○。

22. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。

23. 非落札理由の説明

(1) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより、○○市長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、紙入札方式の場合は紙により提出することが出来る。

(2) (1)の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日

の翌日から起算して 5 日（休日を含まない。）以内に電子入札システムにより回答する。ただし紙により提出された者に対しては、書面により回答する。

24. 再苦情申立て

(1) 9. (2) の競争参加資格がないと認められた理由及び非落札理由の説明に不服がある者は書面を受け取った日から 7 日（休日を含まない。）以内に書面により、○○市長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては○○市入札監視委員会が審議を行う。

(2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

・受付窓口 : ○○部○○課○○係

〒○○○○-○○○○○ ○○県○○市○○ ○-○

電話 ○○○-○○○-○○○○ (代) 内線○○○○

・受付時間 : 土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の 9 時 15 分から 18 時 00 分まで。

(3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

・書類等の入手先 : (2) の受付窓口

25. 関連情報を入手するための照会窓口

7. に同じ。

26. その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札参加者は、別冊競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、競争契約入札心得を遵守すること。

(3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止措置を行うことがある。

(4) 落札者は、8 (1) の資料に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。

(5) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。

- (6) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約30分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること、開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (7) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

(別記様式 1)

(用紙 A4)

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

○○市長 ○○ ○○ 殿

住 所
商号又は名称
代表者氏名

平成○年○月○日付けで公告のありました○○○○○工事に係る競争に参加する資格について、確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書記 8. (4) ①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書記 8. (4) ②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書記 8. (4) ③に定める契約書の写し。ただし、(財)日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（C O R I N S）に登録されている場合は不要。
- 4 入札説明書記 8. (4) ④に定める災害協定による地域貢献の実績

注) なお、返信用封筒として表に申請書の住所、氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた料金(430円)の切手を貼った長3号封筒を申請書と合わせて提出して下さい。ただし、電子入札システムで申請した場合は、不要です。

[P ○/○]

同種工事の施工実績

(工事名: ○○○○○工事)

会社名: ○○○○

同種工事の条件		平成○年度以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。
工事名称	工事名称	○○道路改良工事 (C O R I N S登録番号)
	発注機関名	○○市
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	○○,○○○,○○○円
	工期	平成○年○月○日～平成○年○月○日
	受注形態等	単体／○○・○○JV (出資比率○○%)
工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	・盛土量 ○○m ³

注1) 同種工事の施工実績については、記載する工事のC O R I N S（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分））の写しを提出すること。ただし、C O R I N S等での記載内容で同種工事の施工実績が不明な場合については、平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。

注2) 同種工事の施工実績が○○市の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注3) 記載欄の明示は記入例である。

[P ○/○]

(別記様式 3)

(用紙A 4)

主任（監理）技術者等の資格・工事実績

(工事名：○○○○○工事)

会社名：○○○○

配置予定技術者の従事役職・氏名		○○技術者 ○○ ○○
最 終 学 歴		○○大学 土木工学科 ○○年卒業
法 令 に よ る 資 格 ・ 免 許		1級土木施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、有効期限、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）
工 事 経 驚 の 条 件		1人の者が、過去に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事のいずれかの施工経験を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。）なお、当該実績の工事成績評定点が65点未満のものを除く。 (ア) 盛土量が、○○m ³ 以上の道路工事であること。
工事経験の概要	工 事 名 称	○○道路改良工事 (CORINS登録番号)
	発 注 機 関 名	○○市
	施 工 場 所	○○県○○市○○町○○
	契 約 金 額	○○,○○○,○○○円
	工 期	平成○年○月○日～平成○年○月○日
	受 注 形 態 等	単体／○○・○○JV
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
工事内容	同種の工事の条件を満たす工事であることが確認できる内容を記述すること。	・盛土量 ○○m ³
他工事の従事状況等	工 事 名 称	△△△△△工事
	発 注 機 関 名	△△市
	工 期	平成○年○月○日～平成○年○月○日
	従 事 役 職	現場代理人・主任（監理）技術者・工事主任等
	本工事と重複する場合の対応措置	
	CORINS登録の有無	有(CORINS登録番号) · 無

注1) 申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。(従事している工事の従事役職はすべて記入すること。)

注2) 複数出す場合は、複数枚となっても良い。

注3) 主任（監理）技術者の経験等については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認ができる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等での記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、構造図、数量総括表等を必ず添付すること。主任（監理）技術者の経験等について、○○市の発注した工事である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

注4) 記載欄の明示は記入例である。

[P ○/○]

災害協定等による活動実績

(工事名：○○○○○工事)

会社名：○○○○

①災害協定等の有無	あり、なし（どちらか一方を記入すること。）
②協定の相手方 及び協定名	<p>協定名：○○○○災害協定 相手方：○○市</p> <p>協定書写し：別添に添付する。ただし、申請書及び資料の提出期限日における当該協定の有効性を明確に証明できなければ実績として認めないので、協定書の写しの外に、年度更新における通知文及び依頼文等の写しも併せて添付すること。</p> <p>（注：個別工事の依頼文のみ添付しただけでは、当該工事内容が災害協定に基づくものであるのか明確に判断できないことから実績として認めないので、協定書の写しを必ず添付すること。）</p>
③災害対応の出動の有無	あり、なし（どちらか一方を記入すること） ①の協定に基づかない出動実績でも良い。
④災害対応の出動の 要請機関	○○市○○事務所
⑤災害の状況（内容）等	台風○号による、国道○号線○○地先の土砂崩れ
⑥災害対応（復旧）等の 内容	土砂の除去、路面補修

[P ○/○]

(用紙A4)

総合評価落札方式に関する評価調査書

(様式5)

契約番号	発注課所	工事名		工事箇所	予定価格(税抜き)(円)	入札方式	工事概要
○○○○事務所	一般県道〇〇〇道路整備工事〇〇〇〇その1	一般県道〇〇〇		50,930,000	公募型	延長 L=46.6m 逆T式橋台 2基 管理用道路取付工 一式	平成 ○年○月○日

【落札者決定基準】

価格点	価格以外の評価項目及び評価点								合計
	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者数	優良工事受賞	ISO認証取得	災害時防加入	災害時等貢献	
90.0	1.5	0.5	0.5	0.5	1.0	1.0	0.5	0.5	10.0 100.0

【価格以外の評価結果】

入札者	価格以外の評価項目及び評価点								備考
	工事成績評定	企業施工実績	技術者施工経験	技術者数	優良工事受賞	ISO認証取得	災害時防加入	災害時等貢献	
○○○○○	1.5	0.5	0.5	0.0	1.0	0.0	0.5	0.5	3.0 8.5
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	1.0	0.5	0.5	0.5	2.0 7.5
○○○○○	1.5	0.5	0.0	0.5	0.0	0.5	0.5	0.5	3.0 7.5
○○○○○	1.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0 7.5
○○○○○	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	3.0 7.0
○○○○○	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	2.0 7.0
○○○○○	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	2.0 7.0
○○○○○	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	2.0 6.5
○○○○○	1.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0 6.5
○○○○○	1.5	0.0	0.0	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	2.0 6.5
○○○○○	1.0	0.0	0.0	0.5	0.5	0.0	0.5	0.5	2.0 6.5

【総合評価結果】

入札者	入札書記載金額(税抜き)(円)	価格点	価格点	総合評価点	総合評価点	落札者	学識経験者の意見聴取	評価項目及び評価基準	落札者の決定
	入札書記載金額(税抜き)(円)	落札候補者	学識経験者氏名	総合評価方式での実施の適否	評価項目及び評価基準	落札者の決定			
○○○○○	48,500,000	90,000	8.5	98,500	93.425	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,800,000	85,925	7.5	93.425	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,420,000	86,573	7.5	94.073	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,350,000	86,693	7.5	94.193	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,500,000	86,436	7.0	93.436	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,700,000	86,095	7.0	93.095	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,450,000	86,521	6.5	93.021	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,400,000	86,607	6.5	93.107	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,500,000	86,436	6.5	92.936	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○
○○○○○	50,200,000	86,952	6.5	93.452	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○	○○○○○